

構造改革特別区域基本方針

平成15年1月24日閣議決定
平成23年1月21日最終改正

構造改革特別区域（以下「特区」という。）において、地方公共団体が事業を実施し又はその実施を促進することによって経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「法」という。）第3条第1項に基づき、政府における基本的な施策の推進の方向を示すものとして、本基本方針を定める。

本基本方針に基づく施策の推進に当たっては、地方再生の観点から、平成19年11月30日の地域活性化統合本部会合において了承された「地方再生戦略」の「第1 地方再生の基本的考え方」における「地方再生5原則」、すなわち、

①「補完性」の原則

地域の実情に最も精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地方公共団体との連携の下で立案された実現性の高い効果的な計画に対し、国が集中的に支援する。

②「自立」の原則

地域の資源や知恵をいかして、経済的に、また、社会的に自立に向けて頑張る計画を集中的に支援する。

③「共生」の原則

地方と都市とがヒト・モノ・カネの交流・連携を通じて、ともに支え合い、共生を目指す取組を優先的に支援する。

④「総合性」の原則

国の支援は、各省庁の縦割りを排し、地域の創意に基づく計画を総合的に支援する。

⑤「透明性」の原則

支援の対象とする計画の策定、支援の継続及び計画終了時の評価については、第三者の目を入れて客観的な基準に基づき実施する。

を踏まえ、施策に取り組むものとする。

その際、「地方再生戦略」に基づき、ブロック別担当参事官が、構造改革特区のみならず、都市再生、地域再生、中心市街地活性化に関する相談に一元的に対応するものとし、この体制の下でこれらの取組を一体的に実施するとともに、各省庁における地方再生の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。

(注) 用語の定義は法による。

1. 構造改革の推進等の意義及び目標

(1) 構造改革の推進等の意義

経済の活性化のためには、規制改革を行うことによって、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要である。我が国の経済社会が、人口減少・超高齢社会の到来や地球規模でのグローバル化の進展などの大きな環境変化に直面していることを踏まえると、一刻も早く規制改革を通じた構造改革を行うことが必要である。

こうした考え方の下、政府はこれまで構造改革の推進に努めてきたところであるが、我が国の経済は、現下の世界の金融資本市場の危機を契機に、景気の下局面にあり、雇用情勢が急速に悪化しつつある。

この状況を克服するとともに、今後、人口減少等の大きな環境変化の中で、我が国の経済が安定的な成長を続けていくには、イノベーション等による「地域成長力の強化」、「地域生活基盤の確保」、「低炭素社会づくり」等を通じ、経済全体として生産性を大幅に上昇させなければならず、規制改革を通じた構造改革は引き続き重要である。

その際、全国的な規制改革の実施は、様々な事情により進展が遅い分野があることを踏まえると、地方公共団体や民間事業者等の立案により、地域が自発性を持って構造改革を進める特区制度の意義は今後においても大きいと考えられる。

また、地方の活力なくして国の活力はなく、地域の活性化は現下の政府の最重要課題である。このため、やる気のある地域が独自の取組を推進し、知恵と工夫にあふれた「魅力ある地域」に生まれ変わるための努力を、政府を挙げて応援していくことが必要である。特区制度について

は、こうした基本的考え方に沿った地域の活性化を図る支援施策としての意義も重要であり、今後一層の充実を図ることが必要である。

したがって、地域は、国があらかじめ何らかのモデルを示したり、従来型の財政措置による支援措置を講ずることに期待するのではなく、「自助と自立の精神」を持って「知恵と工夫の競争」を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することが期待される。また、そのような地域の独創的な構想を最大限実現するための環境整備を、内閣一体となって行っていくのが特区制度である。

（２）構造改革の推進等の目標

特区制度の導入により実現すべき目標は、以下の２つである。地方公共団体や民間事業者等は、これらの目標を実現し得るような特区構想を立案することが期待される。

- ア) 特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、十分な評価を通じ、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現すること。
- イ) 地域の特性を顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出、消費者・需要家利益の増進等により、地域の活性化につなげること。

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針

（１）基本理念

①特区制度の推進

特区制度は、「規制は全国一律でなければならない」という考え方から、「地域の特性に応じた規制を認める」という考え方に転換を図り、地域の実態に合わせた規制改革を通じて、「官から民へ」、「国から地方へ」という構造改革を加速させるための突破口となるとともに、地域が自発性を持って規制の特例措置を活用することで地域の活性化を促進するものである。

さらに、地域活性化統合本部会合の下、地方再生戦略を一元的に実行する体制をつくり、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」とい

う。）、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画の認定に一体的に取り組むなど、取組相互の有機的な連携を推進する。

②提案の募集の実施

特区制度においては、現場の声をより重視して規制改革を進めるため、あらゆる分野の国の規制について誰もが正面から提案できる場を設けることが重要である。

このため、定期的に地方公共団体や民間事業者等から幅広く新たな規制の特例措置の整備等についての提案を募集し、それらの提案について実現するためにはどうすればいいかという方向で検討を行うものとする。

また、提案の募集に当たっては、あらかじめ募集期間を公表することに加え、提案に関連する規制等について情報提供等の支援を行うことにより、提案者が提案に向けて十分な検討を行えるよう努めるものとする。

③評価の実施

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、特区計画の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分

の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会を設置した。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。

⑤透明性及び迅速性の確保

これらの一連のプロセスは、透明性及び迅速性を保って進めるものとする。

(2) 提案の募集に関する基本方針

①提案の募集

i) 募集の対象

提案は、地方公共団体及び民間事業者等を含め、誰からのものであっても受け付ける。

提案の対象とする規制は、許認可等による具体的な制限のみを指

すのではなく、広く、経済的、社会的活動一般に関して何らかの事項を規律するものすべてとする。

また、経済的及び社会的に重要な政策課題に対応したテーマ性のある提案を促進するため、提案の募集要項にテーマを示すことができるものとする。

1つのプロジェクトを実現する上で複数の規制が障害となっているために、複数の規制の特例措置を組み合わせることを求める提案については、「プロジェクト型提案」として一括して受け付けるものとする。

ii) 募集の方法

ア) 募集に向けた取組

本部の事務を処理する内閣官房(以下単に「内閣官房」という。)は、提案の募集に向けて、特区制度の説明を行うとともに提案に向けた相談に応じるものとし、その際必要に応じて、全国各地に出向くものとする。また、関係省庁は、内閣官房が特区制度の説明や提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。

なお、特区制度の説明や提案に向けた相談は、全国各地への専門家の派遣、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室の活用等の地域活性化策の取組と連携して行うものとする。

イ) 提案受付窓口

新たな規制の特例措置の整備等についての提案は、内閣官房において受け付けるものとする。

また、全国規模での規制改革要望の募集など特区制度と同様に地方公共団体や民間事業者等から提案を募集する場合には、できる限り、規制の特例措置についての提案と同時期に募集するものとし、その提案内容にかかわらず、内閣官房にて一元的に受け付けることとする。

一元的に受け付けた提案については、内閣官房が提案者の意向

を踏まえ、他の制度所管部署と調整の上で担当部署を決定し、内閣官房で検討するもの以外は、担当部署に送付する。

iii) 募集のスケジュール

毎年度第1回目の提案募集は6月を目途に、第2回目は10月を目途に実施することとする。

②提案の検討基準・プロセス

受け付けた提案のうち内閣官房で検討するものについては、内閣官房が実現に向けて関係省庁と調整を行い、その結果を踏まえ、本部は対応方針を決定するものとする。

この場合において、関係省庁の範囲は、各省庁の意見を聴いた上で内閣官房において決定する。

内閣官房と関係省庁との調整においては、特区は、地方公共団体が自発的な立案に基づき責任を持って実施し、国はそれを事後的に評価する制度であることを十分踏まえ、地方公共団体や民間等からの提案を少なくとも特区において実現するためにはどうすればいいかという方向で検討する。

その際、プロジェクト型提案については、内閣官房が関係省庁を一堂に集めて協議を実施するなどにより、プロジェクト全体が実現するためにはどうすればいいかという方向で検討する。

また、関係省庁は、提案の実現度を高めるために、地方公共団体や民間事業者等からの提案について対応不可と回答するに当たっては、提案者に不採用の理由に対する意見の提出の機会を十分に与えるため、その理由を具体的に公表・明示するとともに、提案の趣旨を実現するために別の手法がとり得ないかについても併せて検討し、回答を行うものとする。さらに、提案者から回答に対する意見が提出された場合には、関係省庁は、再度検討するに当たり、その内容を十分に踏まえるものとする。

これらの内閣官房と関係省庁との調整状況については、可能な限り本部のホームページ上において公開するものとする。

本部は、内閣官房と関係省庁との調整の結果を踏まえ、以下の基準に基づき、提案に関する対応方針を決定する。

i) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- ア) 特区において講ずることとなった規制の特例措置
- イ) 全国で実施することとなった規制改革
- ウ) その他提案を実現するための措置

ii) 関係省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

なお、上記 i) のイ) の「規制改革」は、現行制度上制限されていたものが、制度が改正され制限されなくなるといったことのみを指すのではなく、従来制限の対象とされてこなかったものについて、その旨を周知徹底するために文書を発出すること等（関係団体のホームページへの掲載等による周知を含む）も含まれるものとして分類する。

また、内閣官房と関係省庁との調整の結果、現行制度で対応可能であると判断された場合には、関係省庁はその旨及び理由を明確に回答した上で、必要に応じて、提案者に対し助言等の支援を行うものとする。

なお、上記 ii) とされた提案については、関係省庁は内閣官房に対しその検討内容及び進捗状況について所要の報告を行うものとし、内閣官房は提案の趣旨が損なわれないよう適切にフォローアップしていくものとする。また、本部は、関係省庁の検討結果を踏まえ、上記 i) のア)～ウ) の基準に基づき、改めて対応方針を決定するものとする。

③ 評価・調査委員会による調査審議

i) 本部長の諮問

本部長は、内閣官房と関係省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、

この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

(3) 評価に関する基本方針

① 評価のスケジュール

毎年度原則として10月から3月まで行うものとする。

② 評価基準

i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認められる場合
- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

オ) 廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置
- b 全国で実施することとなった規制改革
- c その他提案を実現するための措置

イ) 関係省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、規制所管省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、規制所管省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて規制所管省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

④ 拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣官房は、評価に至る直前の提案の募集を行う際に、拡充提案及び関連提案の募集の対象となる規制の特例措置を公表するとともに、当該規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対して、拡充提案及び関連提案を募集する旨通知するものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常のプロセスと同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣官房は、評価・調査委員会に報告するものとする。

⑤ ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣官房は、更なる実施の可能性について調査（以下「ニーズ調査」という。）を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、規制所管省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣官房は、あらかじめ規制所管省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

⑥評価の方法

規制所管省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第47条第1項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

規制所管省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この規制所管省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の3か月前までに規制所管省庁に通知するものとする。通知を受けた規制所管省庁は、評価の開始の2か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、規制所管省庁の調査票を踏まえて、評価・調査委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて規制所管省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる認定地方公共団体、実施主体若しくは関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体若しくは関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

評価・調査委員会は、規制所管省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて規制所管省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

(4) 規制の特例措置に準じた措置に関する基本方針

法に定める特区制度の対象となる規制は、法令で定められているものであるが、法附則第5条を踏まえ、訓令又は通達による規制についても、特区制度において本基本方針の適用に当たっては、法令で定められている規制と同一の扱いとする。

(5) 規制所管省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣官房は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、規制所管省庁と調整を行う。

(6) 関係機関等との連携に関する基本方針

① 規制改革会議等との連携

構造改革の推進を図るため、全国における規制改革の推進を担当する規制改革会議を始め、経済財政諮問会議、行政改革推進本部等の関係機関との連携を図る。

②地域再生本部、都市再生本部、中心市街地活性化本部等との連携

地域の活性化を図るには、特区制度等による規制改革だけでなく、地域再生制度を始めとする他の地域活性化策を併せて活用することで相乗効果が期待できる。

そのため、地域活性化統合本部会合の下、関係機関と連携し、政府一体となって、地域の活性化を図るものとする。

③いわゆる「都道府県版特区」等地域における自主的な構造改革等の取組との連携

各都道府県の中には、独自にいわゆる「都道府県版特区制度」を創設し、取組を進めているところもある。

そこで、国と都道府県の特区制度を地域が効果的に活用することにより、提案者の提案内容の一層の実現を図ることができるよう、「都道府県版特区制度」について本部のホームページ上で紹介することとする。

④総務省行政評価局への協力依頼

内閣官房は、（５）におけるフォローアップ調査等特区制度の推進に関する取組に当たって、必要に応じて総務省行政評価局に協力を依頼する。

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

（１）特区計画の認定に関する基本方針

地方公共団体の作成した特区計画については、３．に定める事項を満たす場合には認定するものとし、その数は限定しない。

したがって、内閣総理大臣の認定に関する事務を行う内閣府（以下単に「内閣府」という。）は、地方公共団体の特区計画を選抜していくという「査定」をするのではなく、３．に定める事項を満たすように助言その他の支援をしていくという姿勢で対応するものとする。また、内閣官房は、提案の募集に向けた相談等の機会には、内閣府と連携し、既存の特例措置の活用による特区計画の策定について、情報提供を行うもの

とする。

また、特区計画の全体が、3. のすべてを満たさない場合であっても、内閣総理大臣は、認定基準を満たさない部分を除外するなど、一定の条件を付すことにより、特区計画を認定することができる。

なお、既に特区計画の認定を受けている地方公共団体においても、新たに追加された規制の特例措置を特区内で実施するために、特区計画の変更を申請することができる。

①特区計画の認定申請のスケジュール等

地方公共団体が作成する特区計画の認定申請の受付は、毎年度5月、9月及び1月を目途に実施することとし、具体的なスケジュールは別途、内閣府が定める（規制の特例措置の追加に係る特区計画の変更認定申請の受付も同じ）。

また、特区計画の認定申請と同時に、同一地方公共団体からの地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画を受け付けて、一体的に認定することができる。

具体的な認定申請の手続等については、内閣府令において定められているが、その詳細な手引については、本部のホームページ上において公開する。

②特区計画の認定申請に当たっての基本的事項

i) 計画の認定申請の主体

- ア) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）単独
- イ) 複数の市町村の共同
- ウ) 複数の都道府県の共同（ただし、法第4条第3項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならない。）
- エ) 都道府県単独（ただし、法第4条第3項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならない。）
- オ) 都道府県と市町村の共同（ただし、都道府県にあっては、法

第4条第3項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならない。）

ii) 特区の範囲

特区の範囲は、地方公共団体が実施しようとする事業の内容に応じて、例えば市町村の区域内の一部又はその全域、市町村の区域をまたがる特定の区域又はその全域、市町村又は都道府県内の複数の区域（いわゆる「飛び地」）など、当該事業を実施するために合理的な範囲で任意に設定できる。

iii) 特区計画に記載すべき事項

特区計画に記載すべき事項については、法第4条第1項の規定に基づき、記載の様式、詳細な事項について内閣府令において定められているが、詳細な記載方法の手引については、本部のホームページ上において公開する。

iv) 地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画との共通の計画による認定申請

地方公共団体が、同一の区域において、別表1に定める規制の特例措置のほか、地域再生基本方針に定める支援措置、中心市街地活性化を図るための基本的な方針に定める支援措置等の措置を活用する場合は、これらの措置を記載した計画を作成し、一括して認定を申請することができるものとする。

③特区計画の作成に当たって必要な事項

地方公共団体は、下記の事項に従って特区計画を作成する必要がある。

- ア) 特区において講じようとする規制の特例措置が、法令で定められているところに適合するものであること。
- イ) 地方公共団体が実現しようとしている目標の達成のために、必要不可欠な規制の特例措置であること。

ウ) 地方公共団体が実現しようとしている目標、実施しようとしている事業の内容に照らして、特区の範囲の設定が妥当であること。

エ) 実施しようとしている事業の内容と講じようとする規制の特例措置とが整合していること。

オ) 民間事業者等から提案を受けて作成した場合における民間事業者等からの提案を踏まえたものとなっており、かつ実施主体等から適切な意見聴取等を行っていること。

④特区計画認定の基準

法第4条第8項各号に定める基準の具体的な事項は以下のとおりである。

i) 1号基準（特区基本方針に適合するものであること）

ア) 「構造改革の推進等の意義及び目標」と合致していること

地方公共団体が特区計画を作成するに当たって、上記1. に定める構造改革の推進等の意義及び目標に合致していることを立証する必要がある。

その際、特区計画の内容が、地域特性に応じた地域活性化のみならず、上記1. (2) ア) に示したように、将来全国的な構造改革へと波及し得るような地域発の構造改革たり得るものであることに留意する必要がある。

イ) 「特区計画の認定に関する基本的な事項」と合致していること

特区計画に記載されている事項が、上記③ア) からオ) を満たすことが判断基準である。

ii) 2号基準（当該特区計画の実施が当該特区に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること）

特区において特区計画に定める事業を総合的に行うことにより期待される経済的社会的効果が、具体的かつ合理的に説明されていることが判断基準である。実施しようとしている事業の性格にもよる

が、生産額の増加や雇用の増加など可能な限り定量的に示すべきである。

iii) 3号基準（円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること）

特区計画が認定された場合に

ア) 規制の特例措置を受ける主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと

イ) 事業の実施スケジュールが明確であること

が判断基準である。なお、特区計画の申請時点では規制の特例措置を受ける主体が特定されていない場合には、内閣総理大臣は計画の認定の日から1年以内に同主体を特定することを条件として、特区計画を認定することができる。

⑤関係行政機関の長による同意の手続

内閣総理大臣は、地方公共団体から申請のあった特区計画を認定すべきであると判断した場合は、法第4条第9項に基づき期限を付して個別の規制の特例措置について当該規制所管省庁の長に対して文書にて同意を求めるものとする。

同意を求められた規制所管省庁の長は、期限までに書面又は電磁的方法により同意又は不同意の回答を行うものとする。別表1に定める「特例措置の内容」及びこれについて規定した別表1に即して定められる法令（以下「特例措置の内容等」という。）に定められている事項への適合の判断は地方公共団体が行うものとする。

規制所管省庁の長は、特区計画に記載された規制の特例措置が別表1に定める「同意の要件」及びこれについて規定した別表1に即して定められる法令（以下「同意の要件等」という。）に適合していれば、特区計画に記載された特例措置の内容が「特例措置の内容等」に明らかに反する場合を除き、同意するものとする。

規制所管省庁の長が不同意と回答する場合には、特区計画に記載された規制の特例措置について、どの部分が「同意の要件等」又は「特

例措置の内容等」を満たしていないのかについて、具体的な理由を付すものとする。規制所管省庁の長は不同意と回答しようとする場合には、あらかじめ内閣総理大臣にその旨を申し出るものとし、内閣総理大臣は当該特区計画の認定を行う前に、当該特区計画を作成した地方公共団体及び規制所管省庁から事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。

また、規制所管省庁の長は、同意する場合にあっては、当該特区計画の認定に当たって「同意の要件等」に関する条件を付すことを、内閣総理大臣に対して求めることができる。

⑥認定しなかった場合、不同意の場合の理由等の通知

地方公共団体が作成する特区計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合及び認定した場合であっても特区計画に記載された規制の特例措置の一部について規制所管省庁の長が最終的に同意しなかった場合においては、その理由を当該地方公共団体に書面又は電磁的方法により通知するものとする。

⑦規制の特例措置が適用されなくなる場合の対応

規制の特例措置が全国展開される場合、規制の特例措置が廃止される場合、規制の特例措置の対象が存在しなくなる場合等、特区において規制の特例措置が適用されなくなる場合には、次の対応によるものとする。

ア) 規制の特例措置が適用されなくなる日が、次回の認定申請の受付終了日から3か月以内となることが予定される場合には、規制所管省庁は内閣府に時間的余裕を持ってその旨を通知するとともに、内閣府は次回の認定申請の受付開始日の約1か月前までにその旨を本部のホームページ上において公開するものとする。

イ) 規制の特例措置が適用されなくなることにより、規制の特例措置の適用が全く無くなる特区計画については、法第9条に基づき、当該計画を取り消すこととなるが、取消しの対象となる

計画を有する地方公共団体に対しては、あらかじめ時間的余裕を持ってその旨を通知するものとする。

⑧市町村の合併に伴う対応

市町村の合併に伴い、特区計画の認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、具体的には新設合併により新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入される場合は、当該合併が成立する日以前に、当該計画の作成主体の名称の変更を行うための申請を行うことが必要である。なお、法人格が消滅しない場合、具体的には単に他の市町村を編入する場合には変更の申請を要しない。

⑨重点的に支援を行う特区の指定

新たに追加された規制の特例措置の実施を促進し、可能な限り速やかに成果を示すため、また、規制の特例措置の提案を促進するため、内閣総理大臣は、規制の特例措置の提案者である地方公共団体や民間事業者等が計画の作成主体又は特定事業の実施主体となる特区計画に係る認定に当たって、当該特区を重点的に支援を行う特区として指定することができるものとする。

具体的には、指定する特区について、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、計画の策定段階において、他の地域活性化策の情報提供を含め、相談の充実を図るとともに、認定後、特定事業が円滑に実施されるよう重点的に助言その他の支援をする。

⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を

講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、規制所管省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、規制所管省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

⑪認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

(2) その他特区計画の認定の円滑化のための基本方針

①特区計画の作成のための法令解釈事前確認制度

法第4条第7項に基づく法令解釈事前確認制度は、地方公共団体が特区計画の案を作成するに当たって、事前に法令の解釈を明確にすることにより、特区制度の円滑な運用を促進するための制度である。

地方公共団体は、関係行政機関の長に対して確認を求める際には、本部のホームページ上に公表するあて先に書面又は電磁的方法により行うものとする。

確認を求められた関係行政機関の長は、原則として30日以内に当該地方公共団体に対して書面又は電磁的方法により回答するものとする。30日以内に回答ができない場合には、その理由及び回答予定日を書面又は電磁的方法により当該地方公共団体に回答するものとする。

回答を行った関係行政機関の長は、回答の写しを内閣府に速やかに

送付するものとする。個別の回答の内容については、原則として本部のホームページ上において公開するものとする。

②民間事業者等から地方公共団体への特区計画の案の提案

法第4条第4項及び第5項に基づく民間事業者等による地方公共団体への特区計画の案の作成についての提案は、民間事業者等のニーズを踏まえた真に地域の活性化に資する特区を実現するために設けられた制度である。

地方公共団体は、本条項に基づき民間事業者等から提案を受けた場合には真摯にそれらを検討し、特区計画の案を作成する場合には、民間事業者等からの提案を十分に踏まえたものとするのが望まれる。

また、特区計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を提案した民間事業者等に通知しなければならないが、その場合提案を受け付けてから30日以内に書面又は電磁的方法により回答することが望まれる。

さらに、全国各地への専門家の派遣等の地域活性化策の取組を活用し、内閣府は、特定事業を実施しようとする民間事業者等からの相談を受けた上で、必要に応じ、当該民間事業者等への地方公共団体の動向に関する情報提供や地方公共団体への特区計画の作成に関する助言を行うものとする。

③特区計画の認定及び認定の取消しに関する地方公共団体、民間事業者等からの苦情処理・相談窓口

地方公共団体は、法に基づき行う内閣総理大臣の認定及び認定の取消しに関して不服がある場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき国地方係争処理委員会に対し審査の申出をすることができる。しかし、このような事態に至る前に紛争を未然に防ぐため、内閣府に地方公共団体、民間事業者等からの苦情処理等のための相談窓口を設けている。

地方公共団体や民間事業者等は、例えば上記①の法令解釈事前確認制度に基づく関係行政機関の長からの回答が期限までにない場合や、

民間事業者等から地方公共団体への提案をしたにもかかわらず地方公共団体から何ら回答がない場合等において、この相談窓口に事実の確認等を求めることができる。

また、苦情相談以外の特区計画の認定等に係る相談については、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用するものとする。

④認定特区計画の円滑かつ確実な実施のための関係行政機関等の配慮等

認定特区計画の円滑かつ確実な実施のため、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は認定地方公共団体等に対して積極的に援助を行い、及び協力を行うとともに、関係行政機関の長は、特定事業が通常とは異なる主体により行われ、また、事業の内容も想定外のものとなる場合があること等を踏まえ、特定事業の実施に関する他の制度の許認可等を求められた場合には、その処理に当たって特定事業が円滑かつ迅速に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

具体的には、関連する許認可等に関する情報提供、相談、審査の弾力化、迅速な処理等を行うものとする。

4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

(1) 提案の募集等に基づき講ずることとなった措置

①特区において講ずることとなった規制の特例措置

上記2. (2) ①に基づき、地方公共団体や民間事業者等からの提案を受けて検討した結果、特区において規制の特例措置を講ずることとされたもの等については、本部決定に基づき、別表1に適宜追加・充実していくものとする。

別表1には、特区において講ずることとした規制の特例措置の内容、関係行政機関の長の同意の要件、規制の特例措置に伴い必要となる手続等を定める。

規制所管省庁は、別表1に掲げられた規制の特例措置を定める法令の案を作成するに当たっては、別表1に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。また、規制の特例措置を定め

る政令又は主務省令は、別途、特区計画の認定申請の時期を考慮して、本部において定める時期までのできる限り早い時期に公布し、当該時期に施行するものとする。

なお、規制所管省庁は、別表 1 に定める事項及びこれに即して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②全国で実施することとなった規制改革

上記 2. (2) ①に基づき、地方公共団体や民間事業者等からの提案を受けて検討した結果、全国において規制改革を実施することとされたものについては、本部で決定するとともに、本部決定後、規制改革の趣旨を損なわないよう、進捗状況について規制改革会議が適切に監視していくものとする。

③その他提案を実現するための措置

上記 2. (2) ①に基づき、地方公共団体や民間事業者等からの提案を受けて検討した結果、その他提案を実現するための措置を講ずることとされたものについては、本部で決定するとともに、本部決定後、提案の趣旨を損なわないよう留意し、規制所管省庁が本部において定める時期までに措置するものとする。

(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記 2. (3) ② i) ア) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び規制所管省庁が自ら全国展開するものについては、別表 1 から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表 2 として決定し、速やかに必要な法令の改正等を行うものとする。なお、規制所管省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣官房は必要に応じて規制所管省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

規制所管省庁は、別表 2 に移行した規制の特例措置を定める法令の改正等案を作成するに当たっては、別表 2 に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、規制所管省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、規制所管省庁は、別表 2 に定める事項及びこれに即して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

② 拡充、是正又は廃止等を行うこととなった規制の特例措置

本部において 2. (3) ② i) ウ)、エ) 又はオ) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び規制所管省庁が自ら拡充するものについては、別表 1 を改定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、規制所管省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣官房は必要に応じて規制所管省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣官房は必要に応じて規制所管省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

規制所管省庁は、改定された別表 1 に掲げられた規制の特例措置を定める法令の改正案を作成するに当たっては、別表 1 に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

なお、規制所管省庁は、別表 1 に定める事項及びこれに即して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

③ 関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び規制所管省庁が

自ら関連する規制等の改革を実施するとした場合は、特区において講ずるものについては上記（１）①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記（１）②と同様の取扱いを、その他のものについては上記（１）③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、規制所管省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣官房は必要に応じて規制所管省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

別表 1

番号	101
特定事業の名称	特殊海岸地域交通安全対策事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路交通法第4条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑等を図るため必要があると認めるときは、信号機、道路標識又は道路標示を設置して交通の規制をすることができる。
特例措置の内容	特区内に存する特殊海岸地域（路外走行用の仕様や装備を有しない自動車であっても円滑に通行可能で、かつ、道路交通法に基づく道路標識等による交通規制の実効性が確保される地理的条件を具備している砂浜等をいう。）の管理者たる地方公共団体が、地域振興のため当該地域を一般の自動車交通の用に供する場合において、当該自動車交通の安全と円滑を確保するため必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、都道府県警察が地方公共団体と協議して定めた交通安全対策に関する計画に基づき交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	104
特定事業の名称	公共交通利用促進事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路交通法第4条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑等を図るため必要があると認めるときは、信号機、道路標識又は道路標示を設置・管理して交通の規制をすることができる。
特例措置の内容	地方公共団体が公共交通機関等の利用促進を図るため必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体や所轄警察署のほか、地域住民、バス・タクシー事業者等からなる地域参加型の協議会が策定した公共交通機関等の利用促進のための計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

※ この特例措置については、平成22年度中に全国展開される予定となっています。

番号	105・1222
特定事業の名称	搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業
措置区分	省令、告示、通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件（平成21年内閣府告示第3号） ・国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車を指定する件（平成13年国土交通省告示第1664号） ・道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号） ・道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成15年国土交通省告示第1320号） ・基準緩和自動車の認定要領について（平成9年9月19日付自動車交通局長通達）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないものは、道路運送車両法上、原動機の総排気量又は定格出力の大小に応じて、自動車又は原動機付自転車となる。自動車又は原動機付自転車は、保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。なお、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）第55条第1項の規定に基づき、保安基準及び保安基準に基づく告示に定める基準のうち、国土交通大臣が定めるものについては、地方運輸局長が、その構造により若しくはその使用の様相が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がないと認定した自動車については、基準緩和を受けすることができる。また、自動車のうち、国土交通大臣が指定する特殊な構造を有する自動車は、告示により示されている。</p> <p>道路交通法上、自動車の中には車体の大きさ及び構造並びに原動機の高さに応じて、大型又は小型特殊自動車に分類されるものがあるが、そのうち、内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車は、内閣府告示で定められている。</p> <p>また、道路交通法第77条第1項においては、道路において工事若しくは作業、工作物の設置、露店等の出店又は一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態や方法により道路を使用する行為等で都道府県公安委員会が定めるものをしようとする者は、警察署長の許可を受けなければならないこととされている。</p>
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における一定の自転車歩行者専用道路又は普通自転車歩道通行可の交通規制が実施されている歩道において、搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験を実施する必要がある。かつ、当該実証実験の実施主体において、当該実証実験を確実に行うための態勢（※1）を整えていると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該実証実験で使用する搭乗型移動支援ロボットについて、その原動機の排気量又は定格出力に応じて、原動機付自転車又は内閣総理大臣と国土交通大臣がそれぞれ指定する特殊な構造を有する自動車（以下「特殊自動車」という。）に区分する。</p> <p>また、原動機付自転車に区分されるものについては、保安基準第55条第1項に基づく基準緩和と同様の措置が受けられるようにするとともに、原動機付自転車に区分されるもの及び特殊自動車に区分されるもののそれぞれについて、地方運輸局長に基準緩和の認定の申請を行い、認定を受けることにより、保安基準の緩和措置（※2）を受けられるようにする。</p> <p>さらに、当該実証実験で使用する搭乗型移動支援ロボットについては、都道府県公安委員会規則で定める、ナンバーを車体後面へ表示する義務の対象とする必要がないことを示すとともに、実証実験が道路使用許可の対象行為であることを明確化し、実証実験に係る道路使用許可の基準等（※3、※4）を示すため、都道府県警察に対して通達を発出する。</p> <p>※1 実証実験を確実に行うための態勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証実験を確実に行うための体制が整えられていること。 ・安全に実証実験を行うための対策が取られていること。 ・実証実験における事故及びヒヤリハットの発生状況等に関する関係行政機関への定期的な報告が確実に実施される態勢が整えられていること。 <p>※2 実証実験で使用される搭乗型移動支援ロボットについて、新たに基準緩和の対象項目とする基準項目の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制動装置の性能 ・前照灯の装備（昼間のみ運行する場合に限る） ・後部反射器の装備（昼間のみ運行する場合に限る） ・警音器の音量 ・後写鏡の装備 <p>※3 実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する許可基準</p> <p>○実施の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国又は地方公共団体が当該実証実験の実施に関与するものであること。 ・適切な実施体制がとられていること。

○実施場所

- ・幅員がおおむね3.0メートル以上の自転車歩行者専用道路又は普通自転車歩道通行可の交通規制が実施されている歩道であって、実施場所を除いた部分の幅員がおおむね2.0メートル以上であること。
- ・歩行者及び自転車（以下「歩行者等」という。）の通行に支障が認められない場所であること。
- ・搭乗型移動支援ロボットが6キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造である場合には、通行量が最大となると見込まれる時間の1時間当たりの歩行者等の通行量が幅員1メートル当たり合計120人・台以下であること。

○実施時間

- ・搭乗型移動支援ロボットが灯火装置を備えていない場合には、日出時から日没時までの時間であること。
- ・多数の幼児の通行が見込まれる時間が含まれないこと。
- ・許可期間は、最大6ヶ月の範囲内で、歩行者等の通行及び沿道の状況に応じた期間とすること。

○保安施設及び保安要員の配置

- ・実施場所の周囲に、実証実験中であること、実証実験に参加する場合には注意が必要であること及び実証実験に参加しない場合の通行場所を表示する看板を十分な数だけ設置すること。
- ・また、日没時から日出時までの間（以下「夜間」という。）に実証実験を実施する場合には、夜間においても歩行者等が看板を確認できるようにするための措置をとること。
- ・実証実験中は、実施場所に現場責任者が常駐すること。
- ・実証実験中は、歩行者等との衝突のおそれのある箇所又は各搭乗型移動支援ロボットの近傍に、搭乗型移動支援ロボットに搭乗していない保安要員を配置すること。
- ・搭乗型移動支援ロボットが10キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造である場合には、実施場所への歩行者等の進入を物理的に防止する措置をとること。
- ・搭乗型移動支援ロボットが10キロメートル毎時を超える速度を出すことができない構造である場合には、実施場所の境界を示すための措置をとること。

○搭乗型移動支援ロボットの構造等

- ・大きさは、おおむね、長さ150センチメートル、幅70センチメートルを超えないこと。
- ・道路外において、走行時の安全性及び安定性に関する実験が十分に実施されたものであること。

○操縦者

- ・大きさ及び構造並びに原動機の大きさに応じた運転免許を受けていること。
- ・操縦方法に関する講習を受け、十分な操縦経験を有していること。
- ・未成年者であるときは親権者の同意書が添付されていること。

○実証実験内容

- ・搭乗型移動支援ロボットの走行の場所、経路、速度、方法等に危険が認められないこと。
- ・実証実験として適切な内容であること。

○その他

- ・道路又は交通の状況に照らし、支障がないこと。

※4 実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する許可条件（※3以外のもの）

- ・特に歩行者に注意し、道路の状況に応じた安全な速度と方法で走行すること。
- ・周囲に歩行者がいるときは、徐行すること。
- ・歩行者の通行を妨げるおそれのあるときは、一時停止すること。
- ・他の搭乗型移動支援ロボットと並進しないこと。
- ・夜間は、前照灯その他の必要な灯火をつけること。
- ・申請に係る操縦者1名以外のものが搭乗しないこと。
- ・操縦者はヘルメットを着用すること。
- ・実証実験のための資機材等は、みだりに道路上に放置しないこと。
- ・見学者を車道に出さないこと。
- ・道路又は交通の状況に照らし、交通の安全と円滑を図るために必要と認められる事項

同意の要件
特例措置に伴い必要となる手続き

特になし

- ・地方公共団体が構造改革特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた後、実証実験の実施主体は、当該実証実験に使用する搭乗型移動支援ロボットについて、地方運輸局長に対し本特例措置に基づく基準緩和の申請を行い、認定されること。
- ・実証実験の実施主体は、実証実験に係る場所を管轄する警察署長に道路使用許可を申請し、許可を受けること。

【以下の内容を実現するために必要な人事院規則の整備を要請する。】

番号	201
特定事業の名称	研究職員の勤務時間内技術移転兼業事業
措置区分	規則
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	国家公務員法第101条 人事院規則14-17
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国家公務員法第101条においては、職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととされ、人事院規則14-17に基づき技術移転兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内に存する特定試験研究機関等（人事院規則14-17に基づく特定試験研究機関等をいう。）の研究職員が技術移転兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該研究職員が技術移転兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ技術移転事業者の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。
実施主体	特定試験研究機関等
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこととする。

【以下の内容を実現するために必要な人事院規則の整備を要請する。】

番号	202
特定事業の名称	研究職員の勤務時間内研究成果活用兼業事業
措置区分	規則
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	国家公務員法第101条 人事院規則14-18
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国家公務員法第101条においては、職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととされ、人事院規則14-18に基づき研究成果活用兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内に存する試験研究機関等（人事院規則14-18に基づく試験研究機関等をいう。）の研究職員が研究成果活用兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該研究職員が研究成果活用兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ研究成果活用企業の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。
実施主体	試験研究機関等
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこととする。

【以下の内容を実現するために必要な人事院規則の整備を要請する。】

番号	203
特定事業の名称	研究職員の勤務時間内監査役兼業事業
措置区分	規則
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	国家公務員法第101条 人事院規則14-19
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国家公務員法第101条においては、職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととされ、人事院規則14-19に基づき監査役兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内に存する試験研究機関等（人事院規則14-19に基づく試験研究機関等をいう。）の研究職員が監査役兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該研究職員が監査役兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ監査役職務の遂行に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこととする。

番号	409
特定事業の名称	地方公務員に係る臨時的任用事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	地方公務員法第22条第2項から第5項まで
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	地方公務員の臨時的任用期間は現行6ヶ月以内で、1回に限り更新をすることができる。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、次の(1)から(3)に掲げる場合のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれるため臨時的任用を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る職について次の(1)から(3)に掲げる場合に行う臨時的任用については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項から第5項までの規定は、適用しないこととする。</p> <p>(1) 当該地方公共団体がその職務の遂行について資格要件を必要とする職について地方公務員法第22条第2項又は第5項の規定に基づく臨時的任用を行っている場合において、当該構造改革特別区域における人材の需給状況等にかんがみ、同条第2項後段又は第5項後段の規定により更新された任用の期間の満了の際現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であるとき。</p> <p>(2) 当該地方公共団体が特定分野に関する職務に職員を従事させることにより、当該職員の資質の向上が図られ、ひいては当該構造改革特別区域における当該特定分野に係る人材の育成が図られると認められる場合において、当該職務に係る職について1年を超えて臨時的任用を行うことが必要であるとき。</p> <p>(3) 当該構造改革特別区域における住民の生活の向上、行政の効率化等を図るために行う当該構造改革特別区域における当該地方公共団体の事務及び事業の見直しに応じた業務量の一時的な変化により生ずる職制又は定数の改廃等に効率的かつ機動的に対処する必要がある場合において、その職について1年を超えて臨時的任用を行うことが特に必要であるとき。</p> <p>2. 上記1の規定により認定を受けた地方公共団体であって人事委員会を置くものにおいては、任命権者（地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、人事委員会規則で定めるところにより、当該認定に係る職について、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、採用した日（その職に同法第22条第2項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの規定に基づき引き続き任用する場合にあつては、同条第2項の規定に基づき採用した日）から3年を超えない範囲内に限り、6月を超えない期間で更新することができる。ただし、上記1の(1)から(3)に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。</p> <p>3. 上記2の場合において、人事委員会は、必要に応じ、臨時的任用につき、任用される者の資格要件を定めるものとする。</p> <p>4. 人事委員会は、上記2及び3の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。</p> <p>5. 上記1の認定を受けた地方公共団体であって人事委員会を置かないものにおいては、任命権者は、当該認定に係る職について、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、採用した日（その職に地方公務員法第22条第5項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの規定に基づき引き続き任用する場合にあつては、同条第5項の規定に基づき採用した日）から3年を超えない範囲内に限り、6月を超えない期間で更新することができる。ただし、上記1の(1)から(3)に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。</p> <p>6. 上記1の認定を申請する地方公共団体においては、任命権者は、上記2又は5の規定による臨時的任用の適正な実施を確保するため、当該臨時的任用の状況の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	412
特定事業の名称	条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の3第3項
特例を講ずべき法令等の現行規定	条例による事務処理の特例により都道府県知事の権限を市町村長へ移譲し、当該事務権限を定める個別法令の適用が当該市町村に対してなされることとされた後も、当該事務権限を定める個別法令上、国と都道府県が協議等を行うこととされている場合において、これらの協議等については、市町村は都道府県を経由して行うこととする。
特例措置の内容	都道府県が、都道府県知事の権限に属する事務を、条例の定めるところにより、当該都道府県内の市町村（特別区及び都道府県の加入しない同法第284条第1項の広域連合を含む。以下同じ。）が処理することとした場合（当該都道府県内において、当該事務のすべてを市町村が処理することとなる場合に限る。）において、当該市町村が処理する事務（以下「特例事務」という。）に係る経由事務（同法第252条の17の3第3項の規定により都道府県知事が行うものとされる事務をいう。）を行わないことが、当該都道府県の事務の合理化を図る観点から適切であり、かつ、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認め、当該特例事務を処理するすべての市町村の区域を含む構造改革特別区域を設定して、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特例事務に係る経由事務を行わないこととする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	都道府県知事は、上記認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村の長に通知しなければならない。

番号	413
特定事業の名称	救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業
措置区分	省令
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）第44条第1項、消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）第50条
特例を講ずべき法令等の現行規定	消防法施行令第44条に規定する救急隊の編成の基準により、救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならないが、救急業務の実施に支障がないものとして総務省令で定める場合には、救急自動車1台及び救急隊員2人をもって編成することができるが定められている。 これを受け、現行規定では、救急隊の編成の基準の特例として、消防法施行規則第50条において、傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する場合であって、これらの医療機関に勤務する医師、看護師、准看護師又は救急救命士が救急自動車に同乗している場合とすることが定められている。
特例措置の内容	<p>1. 構造改革特別区域法（以下「法」という。）第2条第4項に規定する地方公共団体であって消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急業務を実施するものが、その設定する法第2条第1項に規定する構造改革特別区域内に設置する消防機関が、（1）～（3）に規定する要件をすべて満たし、かつ、救急業務の実施体制の一層の充実を図るため救急隊の弾力的な編成を行う必要があると認めて、法第4条第2項第4号に掲げる特定事業の内容として（1）～（3）に規定する要件に適合することを証する内容を記載し、かつ、当該要件に適合することを証する書類を添付し、同条第8項の規定による内閣総理大臣の認定（法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に設置された消防機関の救急隊の編成の基準の特例について、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条第1項ただし書に規定する総務省令で定める場合は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第50条に規定する場合のほか、傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合とすることができる。</p> <p>（1）緊急通報を受けたときに聴取した傷病者に関する外傷、特殊傷病及び疾病等の情報並びに既往症その他の情報を電子計算機に入力することにより、当該傷病者の傷病の程度及び緊急に搬送する必要性を体系的かつ自動的に識別するための仕組みを整備するとともに、通報を受けた時から出動するまでの手順を確立していること。</p> <p>（2）（1）による識別の結果、1. に定める場合であるとあらかじめ認められ、救急自動車1台及び救急隊員2人により出動した場合において、救急現場において傷病者の傷病の程度が当該識別の結果に比し重度であることが判明する等の不測の事態が生じた場合に、1. の特例措置に係る救急業務の実施に関しあらかじめ定めた基準及び要領に従って、3人以上の救急隊員により速やかに必要な措置を実施することができる体制を確保していること。</p> <p>（3）通信指令管制業務を行う施設に医師を常時配置し、必要に応じて、医師が当該業務を行う消防職員及び救急業務に従事する救急隊員に対して直接指導又は助言を行うことができる体制を確保していること。</p> <p>2. 1. の規定は、1. の認定を受けた地方公共団体が、救急自動車1台及び救急隊員2人で出動することにより、傷病者を搬送する上で危険を生ずるおそれがあると判断する場合については、適用しない。</p>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画及び添付書類により、上記「特例措置の内容」に記載されている1.（1）～（3）の内容により、その救急業務の実施において現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されることが確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	504
特定事業の名称	特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	なし
特例措置の内容	<p>地方公共団体が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、特区内において、当該特区の特定事業若しくはその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人又は当該外国人の家族に係る在留資格認定証明書交付申請、資格外活動許可申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請及び在留資格取得許可申請につき、審査を担当する地方入国管理局において、特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別して優先的に処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本事業は単独で行われるものではなく、他の特定事業と併せて実施されるものであること。 2. 本事業と併せて実施される他の特定事業又はその関連事業が、これらの事業の遂行に必要な業務に外国人が従事する又は従事することが予定されているものであること。 3. 本事業の対象となる特定事業又はその関連事業の名称、実施主体及び開始時期並びに外国人が実際に活動する公私の機関及びその施設の名称、所在地及び当該活動の内容が、構造改革特別区域計画において明示されていること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	505
特定事業の名称	特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	入国・在留審査要領（平成15年9月10日法務省管第5329号）第12編第2章第27節
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	永住許可の要件として、引き続き10年以上本邦に在留していることが求められるところ、外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者は、当該在留実績について5年以上となっている。
特例措置の内容	地方公共団体が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、特区内において、当該特区の特定事業又はその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人であって、これらの事業において我が国への貢献があると認められる者については、永住許可の要件のうち、必要な在留実績を5年以上から3年以上に短縮する。 1. 本事業は単独で行われるものではなく、他の特定事業と併せて実施されるものであること。 2. 本事業と併せて実施される他の特定事業又はその関連事業が、これらの事業の遂行に必要な業務に外国人が従事する又は従事することが予定されているものであること。 3. 本事業の対象となる特定事業又はその関連事業の名称、実施主体及び開始時期並びに外国人が実際に活動する公私の機関及びその施設の名称、所在地及び当該活動の内容が、構造改革特別区域計画において明示されていること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	506
特定事業の名称	外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号口に掲げる活動の項（以下「技能実習1号口の上陸基準」という。）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	技能実習1号口の上陸基準において、実習実施機関に受け入れられる技能実習生（1号）の人数については、当該機関の常勤の職員の総数の20分の1以内であることとされ、この特例として、実習実施機関が商工会議所等の会員である中小企業者である場合等であって、当該機関の常勤の職員の総数が50人以下のときは、当該機関に受け入れられる技能実習生の人数は、当該総数を超えるものでなく、かつ、3人の範囲内であることとされている。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する特区が次のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする外国人から、下記2により特定された本邦の公私の機関（外国人に対する研修又は技能実習が3年以上引き続き行われており、かつ、過去3年間適正に実施していると認められるものに限る。）において「技能実習1号口」の在留資格に係る活動を行うものとして、在留資格認定証明書交付の申請があった場合には、当該外国人に係る技能実習1号口の上陸基準第25号の50人以下の項の下欄の規定（以下「人数枠」という。）の適用については、同下欄中「3人」とあるのは「6人」とする。</p> <p>（1）当該特区内に、技能実習生を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業所が相当程度集積しており、かつ、当該業種が当該地域の主たる産業であること。</p> <p>（2）上記（1）の業種に属する事業について当該特区が次のいずれかに該当することにより、技能実習生派遣国との間に密接な経済的交流があると認められること。</p> <p>① 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所全部の技能実習生派遣国との当該事業に係る取引額の合計が過去1年間に10億円以上であること。</p> <p>② 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所の半数以上が技能実習生派遣国において直接投資を行っていること。</p> <p>（3）当該特区内において研修又は技能実習に従事し過去1年間に帰国した者の大半が、帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること。</p> <p>（4）当該特区に係る有効求人倍率が、全国又は当該特区が属する都道府県の有効求人倍率を上回っていること。</p> <p>2. 上記1の認定を申請する地方公共団体は、その設定する特区内において、人数枠の特例を受けて技能実習生を受け入れようとする機関を特定しなければならない。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	512
特定事業の名称	地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	入国・在留審査要領（平成15年9月10日法務省管第5329号）第12編第2章第16節
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	「企業内転勤」の在留資格は、本邦に事業所が存在することが前提となっており、新たに出店等をする場合において、当該事業所として使用する施設が、地方公共団体等から当該外国人が稼働する外国企業に対し提供された施設である場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実で当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとみなすこととなっている。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する特区が次のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該外国人が稼働する外国企業に対して地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸する施設を事業所として使用し、外国企業の支店等開設準備に係る活動であって「企業内転勤」の在留資格に係る活動を行うものとして、在留資格認定証明書の交付の申請があり、かつ、それが当該在留資格に係る上陸許可基準に適合している場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実で当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとして、当該認定証明書を交付することができる。</p> <p>(1) 外国企業（地方公共団体において、事業の実施が確実で当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。）が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、当該外国企業に対して当該特区においてその事業の用に供する施設を地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置が講じられていること。</p> <p>(2) 当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。</p> <p>(3) 当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。</p> <p>2. 上記1.の申請をする地方公共団体は、上記1.（1）の施設を転貸する機関が当該地方公共団体以外の機関である場合には、当該機関を特定しなければならない。</p> <p>3. 上記1.（1）の規定により、地方公共団体において施設の指定を行った上で、次に掲げる①から⑤の要件を満たさなければならない。さらに、地方公共団体等が賃借している施設につき、更に外国企業に転貸する場合においては、①から⑤に加えて⑥の要件も満たさなければならない。</p> <p>【要件】</p> <p>①賃貸借が可能である施設が存在していること（ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。）。</p> <p>②地方公共団体が当該施設を事業拠点として指定する場合には、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等を地方公共団体に提出させること。</p> <p>③本邦に入国後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに地方公共団体を通じて契約書の写しを地方入国管理局へ提出すること。また、指定された施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、地方公共団体において代替となる施設をあっせんする等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。</p> <p>④本邦に入国後、3か月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、地方公共団体は、当該事業の開始後1週間以内に地方入国管理局に報告を行うこと。</p> <p>⑤当該期間内に事業を開始しない場合は、地方公共団体は、当該外国人の所在を確認の上、速やかに地方入国管理局に報告するとともに、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該地方入国管理局の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国旅費を調達するに必要な協力等、帰国するための協力をを行うこと。</p> <p>⑥施設の所有者と地方公共団体等における、当該施設に係る転貸借の契約書等の写しを地方入国管理局に提出すること。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	707 (708)
特定事業の名称	特定農業者による特定酒類の製造事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>酒類の製造免許は、免許を受けた後1年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 清酒 60キロリットル 2 合成清酒 60キロリットル 3 連続式蒸留しようにちゆう 60キロリットル 4 単式蒸留しようにちゆう 10キロリットル 5 みりん 10キロリットル 6 ビール 60キロリットル 7 果実酒 6キロリットル 8 甘味果実酒 6キロリットル 9 ウイスキー 6キロリットル 10 ブランデー 6キロリットル 11 原料用アルコール 6キロリットル 12 発泡酒 6キロリットル 13 その他の醸造酒 6キロリットル 14 スピリッツ 6キロリットル 15 リキュール 6キロリットル 16 粉末酒 6キロリットル 17 雑酒 6キロリットル
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者（以下この表において「特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、次の各号に掲げる酒類（以下この表において「特定酒類」という。）を製造することにより、当該構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた酒類の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画に定められた特定農業者による特定酒類の製造事業の実施主体である者に限る。以下この表において「認定計画特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において次の各号に掲げる酒類を製造するため、当該各号に定める酒類の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準）及び第12条第4号（酒類の製造免許の取消し）の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 酒税法第3条第13号（二を除く。）に規定する果実酒（自ら生産した果実（これに準ずるものとして財務省令で定めるもの（※1）を含む。）以外の果実を原料としたものを除く。）同条第13号に規定する果実酒の製造免許</p> <p>(2) 酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒（米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの（※2）に限る。以下この号において同じ。）、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他財務省令で定める物品（※3）を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。）同条第19号に規定するその他の醸造酒の製造免許</p> <p>2. 上記の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が、酒税法第3条第13号に規定する果実酒の製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1(1)の酒類に限る旨の条件を、酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒の製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1(2)の酒類に限る旨の条件を付することができる。</p> <p>3. 本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者が製造した上記1(1)の酒類は、当該果実酒の製造免許を受けた者が構造改革特別区域内に所在する自己の営業場又は製造場（当該製造免許を受けた製造場に限る。）において飲用に供する場合を除き、販売してはならない。</p> <p>4. 当該構造改革特別区域について内閣総理大臣の認定が取り消された場合、本特例措置の適用を受けて酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなった場合又は本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者が上記3の規定に違反した場合には、税務署長は、上記1の各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。</p> <p>5. 酒税法第7条第3項第3号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者については、適用しない。</p>

(※1)「自ら生産した果実に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める果実をいう。

(1) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項第1号に掲げる者(以下この表において「農業経営者」という。)の同居の親族又はその配偶者(同項第2号に掲げる者に限る。以下この表において「同居親族等」という。)で、当該農業経営者の行う果実の生産に従事する者(当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者の確認を受けた者に限る。)の場合 当該農業経営者が生産した当該果実

(2) 農業委員会等に関する法律第8条第1項第1号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人(農地法第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下この表において同じ。)の組合員、社員又は株主(農業委員会等に関する法律第8条第1項第3号に掲げる者に限る。以下この表において「組合員等」という。)で、当該農業生産法人の行う果実の生産に従事する者(当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限る。)の場合 当該農業生産法人が生産した当該果実

(3) 風水害、干害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害(以下この表において「災害等」という。)により自ら生産した果実((1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める果実を含む。以下この号において同じ。)を原料として上記1(1)の酒類を製造することができなくなった場合(当該災害等により自ら生産した果実に被害を受けたことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。) 当該酒類の製造場の所在する構造改革特別区域内において生産された当該果実(当該災害等により当該構造改革特別区域内において生産された当該果実を上記1(1)の酒類の原料とすることができなくなったことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合にあっては、当該構造改革特別区域以外の地域において生産された当該果実を含む。)

(※2)「自ら生産した米に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める米をいう。

(1) 農業経営者の同居親族等で、当該農業経営者の行う米の生産に従事する者(当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者の確認を受けた者に限る。)の場合 当該農業経営者が生産した米

(2) 農業委員会等に関する法律第8条第1項第1号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員等で、当該農業生産法人の行う米の生産に従事する者(当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限る。)の場合 当該農業生産法人が生産した米

(3) 災害等により自ら生産した米((1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める米を含む。以下この号において同じ。)を原料として上記1(2)の酒類を製造することができなくなった場合(当該災害等により自ら生産した米に被害を受けたことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。) 当該酒類の製造場の所在する構造改革特別区域内において生産された米(当該災害等により当該構造改革特別区域内において生産された米を上記1(2)の酒類の原料とすることができなくなったことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合にあっては、当該構造改革特別区域以外の地域において生産された米を含む。)

(※3)財務省令で定める物品とは、麦その他の穀類(米を除く。)、でんぷん若しくはこれらのごうじ、米ごうじ又は清酒かすをいう。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	709
特定事業の名称	特産酒類の製造事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>酒類の製造免許は、免許を受けた後1年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 清酒 60キロリットル 2 合成清酒 60キロリットル 3 連続式蒸留しようちゆう 60キロリットル 4 単式蒸留しようちゆう 10キロリットル 5 みりん 10キロリットル 6 ビール 60キロリットル 7 果実酒 6キロリットル 8 甘味果実酒 6キロリットル 9 ウイスキー 6キロリットル 10 ブランデー 6キロリットル 11 原料用アルコール 6キロリットル 12 発泡酒 6キロリットル 13 その他の醸造酒 6キロリットル 14 スピリッツ 6キロリットル 15 リキュール 6キロリットル 16 粉末酒 6キロリットル 17 雑酒 6キロリットル
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において生産される当該地域の特産物である農産物を用いた酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において次の各号に掲げる酒類（以下この表において「特産酒類」という。）を製造しようとする者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画に定められた特産酒類の製造事業の実施主体である者に限る。以下この表において「認定計画特定事業者」という。）が、当該各号に定める酒類の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準）及び第12条第4号（酒類の製造免許の取消し）の規定の適用については、同項第7号中「6キロリットル」とあるのは「2キロリットル」と、同項第15号中「6キロリットル」とあるのは「1キロリットル」とする。</p> <p>（1）酒税法第3条第13号（ニを除く。）に規定する果実酒（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（当該構造改革特別区域内において生産されたものに限る。）以外の果実を原料としたものを除く。） 同条第13号に規定する果実酒の製造免許</p> <p>（2）酒税法第3条第21号に規定するリキュール（酒類（他の製造場において製造されたものに限る。）及び農産物（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したもので、当該構造改革特別区域内において生産されたものに限る。）又はこれらと他の物品（酒類及び農産物を除く。）を原料としたものに限る。） 同条に規定するリキュールの製造免許</p> <p>2. 上記の認定計画特定事業者の申請に基づき税務署長が、酒税法第3条第13号に規定する果実酒の製造免許を与える場合においては製造する範囲につき上記1（1）の酒類に限る旨の条件を、酒税法第3条第21号に規定するリキュールの製造免許を与える場合においては製造する範囲につき上記1（2）の酒類に限る旨の条件をそれぞれ付することができる。</p> <p>3. 当該構造改革特別区域について内閣総理大臣の認定が取り消された場合、本特例措置の適用を受けて酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でなくなった場合には、税務署長は、上記1の各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。</p> <p>4. 酒税法第7条第3項第3号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、本特例措置の適用を受けて果実酒の酒類の製造免許を受けた者については、適用しない。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	811
特定事業の名称	校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大学設置基準第37条、短期大学設置基準第30条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大学の校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり10平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。（短期大学においても同様の取扱い）
特例措置の内容	地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、校地面積を減ずることができるようにする。
特区計画で特定すべき主体	大学設置者
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。</p> <p>第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している株式会社（以下、学校設置会社という。）のみが、これを設置することができる。</p> <p>第4条第1項第3号 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。））において同じ。）※高等学校以下の学校の認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。</p> <p>2. 学校を設置する株式会社（以下「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。</p> <p>（1）文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。</p> <p>（2）当該学校の経営を担当する役員が学校を運営するために必要な知識又は経験を有すること。</p> <p>（3）当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。</p> <p>3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。</p> <p>学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。</p> <p>（1）業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求</p> <p>（2）業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求</p> <p>（文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限、備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金。）</p> <p>4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。</p> <p>また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>5. 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあっせんその他の必要な措置を講じなければならない。</p>

6. 文部科学大臣又は認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあつては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定地方公共団体の長にあつては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かなければならない。
7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。
9. 学校設置会社について下記の法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。
- (1) 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法（昭和24年法律第147号）、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号））
- (2) 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法（昭和24年法律第148号））
- (3) 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法（昭和25年法律第211号）、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）、理科教育振興法（昭和28年法律第186号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号））
- (4) 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号））
- (5) 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び、営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替（著作権法（昭和45年法律第48号））
10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	817
特定事業の名称	学校設置非営利法人による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法第2条第1項、第4条第1項第3号等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校（大学及び高等専門学校を除く。）を欠席していると認められる児童、生徒若しくは幼児又は発達の障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる児童、生徒若しくは幼児（以下「不登校児童等」という。）を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育をNPO法人の設置する学校が行うことにより、当該構造改革特別区域における学校教育の目的の達成に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。</p> <p>第2条第1項 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。ただし、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第13条第2項に規定する特別の需要に応ずるための教育を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人（以下、学校設置非営利法人という。）は、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができる。</p> <p>第4条第1項第3号 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置非営利法人の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第13条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）※認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。</p> <p>2. 学校を設置するNPO法人（以下「学校設置非営利法人」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、不登校児童等を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。</p> <p>（1） 文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。</p> <p>（2） 当該学校の経営を担当する役員が学校を運営するために必要な知識又は経験を有すること。</p> <p>（3） 当該学校設置非営利法人の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。</p> <p>（4） 不登校児童等を対象として行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動の実績が相当程度あること。</p> <p>3. 学校設置非営利法人は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置非営利法人の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。</p> <p>学校設置非営利法人の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置非営利法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。</p> <p>（1） 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求</p> <p>（2） 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求</p> <p>（文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限、備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、理事又は清算人は20万円以下の罰金。）</p>

4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置非営利法人の設置する学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。
- また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。
5. 認定地方公共団体は、学校設置非営利法人の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあっせんその他の必要な措置を講じなければならない。
6. 認定地方公共団体の長は、学校設置非営利法人の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。
7. 認定地方公共団体の長は、学校設置非営利法人の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
8. 認定地方公共団体の長は、学校設置非営利法人の設置する学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。
9. 学校設置非営利法人について下記の法律を適用するにあたっては、以下のような読替を行う。
- (1) 学校設置非営利法人が設置する学校について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法）
- (2) 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置非営利法人を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法）
- (3) 学校設置非営利法人が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法、旧軍港市転換法、産業教育振興法、理科教育振興法、学校給食法、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律）
- (4) 学校設置非営利法人の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法）
10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置非営利法人を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	822
特定事業の名称	公私協力学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	学校法人の設立に際しての寄附行為認可に当たっては、所轄庁が、その設立しようとする学校法人の資産について、私立学校法第25条の要件に適合するか否かの審査を行うこととされている。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体（以下「協力地方公共団体」という。）の協力により新たに設立される学校法人が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施することが、他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園（以下「公私協力学校」という。）の設置及び運営を目的とする学校法人（以下「協力学校法人」という。）を設立しようとする者であって、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者として当該地方公共団体の長の指定を受けたもの（以下「指定設立予定者」という。）が、所轄庁に対し、私立学校法第30条第1項の規定による寄附行為の認可を申請した場合においては、所轄庁は、同法第31条第1項の規定（寄附行為認可の手続き（資産審査））にかかわらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、当該地方公共団体が、公私協力学校に必要な施設設備について支援を行うこと等を前提に、同法第25条の要件（資産要件）に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	<p>1. 特例措置に係る学校法人の寄附行為には、私立学校法第30条第1項各号に掲げる事項のほか、当該寄附行為により設立する学校法人が協力学校法人である旨及びその設置する学校が公私協力学校である旨を定めなければならない。</p> <p>2. 協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、指定設立予定者又は協力学校法人が、所轄庁に対し、次に掲げる申請又は届出を行おうとするときは、協力地方公共団体の長を経由して行わなければならない。この場合において、協力地方公共団体の長は、当該申請又は届出に係る事項に関し意見を付すことができるものとし、所轄庁は、その意見に配慮しなければならない。</p> <p>(1) 私立学校法第30条第1項の規定による寄附行為の認可の申請</p> <p>(2) 私立学校法第45条第1項又は第2項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出</p> <p>(3) 私立学校法第50条第2項の規定による解散についての認可又は認定の申請</p> <p>(4) 学校教育法第4条第1項の規定による学校の設置廃止、設置者の変更及び同項に規定する政令で定める事項（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第23条の規定による高等学校の学科の設置廃止、市町村の設置する高等学校又は幼稚園の分校の設置廃止、高等学校の広域の通信制の課程に係る学則変更及び学校の収容定員に係る学則変更）の認可の申請</p> <p>(5) 学校教育法施行令第27条の2第1項の規定による学校の目的の変更等についての届出</p> <p>3. 協力地方公共団体の長は、公私協力学校の設置及び運営に関し、次に掲げる事項を定めた基本計画（以下「公私協力基本計画」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>(1) 教育目標に関する事項</p> <p>(2) 収容定員に関する事項</p> <p>(3) 授業料等の納付金に関する事項</p> <p>(4) 施設又は設備の整備及び運営に要する経費についての助成措置に関する事項</p> <p>(5) 協力学校法人の解散に伴う残余財産の帰属に関する事項</p> <p>(6) その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるもの（入学者の選抜に関すること等）</p> <p>4. 公告された公私協力基本計画に基づき協力学校法人を設立しようとする者は、当該公告を行った協力地方公共団体の長に申し出て、その設立しようとする協力学校法人について、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者としての指定を受けなければならない。</p> <p>5. 協力地方公共団体の長は、協力学校法人が、公私協力基本計画に基づく公私協力学校の設置を適正に行い、その運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認めるときでなければ、指定をしてはならない。</p> <p>6. 協力地方公共団体の長は、地域における教育の需要の状況の変化その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、協力学校法人に協議して、公私協力基本計画を変更することができる。</p>

7. 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力学校の設置について学校教育法第4条第1項の規定による認可を受けた際に、当該協力学校法人が公私協力基本計画に基づき当該公私協力学校における教育を行うために施設又は設備の整備を必要とする場合には、当該公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該施設若しくは設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸付け、若しくは譲渡し、又は当該施設若しくは設備の整備に要する資金を出えんするものとする。なお、地方自治法第96条及び第237条から第238条の5までの規定（財産を無償・廉価で貸与・譲渡する際には議会の議決が必要であること等）の適用を妨げない。

8. 協力学校法人は、毎会計年度、文部科学省令で定めるところ（当該年度における公私協力学校の運営に関する計画（以下「公私協力年度計画」という。）においては、教育目標を達成するため当該年度にとるべき措置に関する計画等を記載することなど）により、公私協力基本計画に基づき、公私協力年度計画及び収支予算を作成し、協力地方公共団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

9. 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力年度計画を実施するに当たり、公私協力基本計画で定める授業料等の納付金による収入の額では、他の得ることが見込まれる収入の額を合算しても、なおその収支の均衡を図ることが困難となると認められる場合には、公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該公私協力年度計画の円滑かつ確実な実施のために必要な額の補助金を交付するものとする。

10. 協力地方公共団体の長は、助成を受ける協力学校法人に対して、次に掲げる権限を有する。

(1) 助成に関し必要があると認める場合において、当該協力学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該協力学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

(2) 当該協力学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。

(3) 当該協力学校法人の役員が法令の規定に基づく協力地方公共団体の長の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の見解を勧告すること。

11. 助成を受ける協力学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければならない。

12. 協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、協力地方公共団体の長及び協力学校法人の所轄庁は、相互に密接な連携を図りながら、協力学校法人に対し、上記10. の権限の行使その他の当該協力学校法人の業務の適切な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

13. 協力地方公共団体の長は、協力学校法人がその設置する公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づき適正かつ確実に実施することができなくなったと認める場合においては、当該協力学校法人に対し、当該公私協力学校に係る指定を取り消すことができる。

14. 協力学校法人は、指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私協力学校について、学校教育法第4条第1項の規定による廃止の認可を所轄庁に申請しなければならない。

15. 協力地方公共団体の長は、公私協力基本計画の策定及び公私協力基本計画の変更並びに公私協力年度計画及び収支予算の認可を行おうとするときは、あらかじめ、当該協力地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

16. 教育基本法第15条第2項の規定（特定の宗教のための宗教教育等の禁止）は、公私協力学校について準用する。

番号	825
特定事業の名称	学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	小学校設置基準第5条、第6条、中学校設置基準第5条、第6条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	○小・中学校の学級は、同学年の児童生徒で編制するが、特別の事情があるときは、数学年の児童生徒を一学級に編制することができる。 ○小・中学校に置く教諭の数は、一学級当たり一人以上とするが、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、教頭が兼ねるか、助教諭、講師をもって代えることができる。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、構造改革特別区域基本方針別表1の817の事業を実施する場合に教員配置の弾力化が必要であると認め、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）第5条、第6条、中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）第5条、第6条に規定する「特別の事情」に該当するものとして、必ずしも同学年の児童生徒で一学級を編制する必要がなく、一人の教諭等が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることができることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	828
特定事業の名称	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第35条 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第27条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大学設置基準 第三十五条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。 短期大学設置基準 第二十七条（略） 2 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。
特例措置の内容	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることにより、運動場を設けることなく、大学の設置等を行うことができるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	829
特定事業の名称	空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第34条 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第27条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大学設置基準 第三十四条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。 短期大学設置基準 第二十七条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。 2 (略)
特例措置の内容	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有することにより、校地に空地を有することなく、大学の設置等を行うことができるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	830
特定事業の名称	市町村教育委員会による特別免許状授与事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	教育職員免許法第2条第2項、第5条第7項、第9条第2項及び第5項、第20条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<ul style="list-style-type: none"> ・免許状の授与権者は都道府県教育委員会とされている。 ・特別免許状は授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。 ・免許状の免許管理者は都道府県教育委員会とされている。 ・免許状に関して必要な事項は、教育職員免許法等のほか、都道府県教育委員会規則で定める。
特例措置の内容	<p>1. 市町村の教育委員会が、構造改革特別区域法第12条第1項に規定する特別の事情、同法第13条第1項に規定する特別の需要その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対応するため、以下の(1)から(3)に掲げる者に特別免許状を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育職員免許法第2条第2項、第5条第7項、第9条第2項並びに第5項、第20条及び別表第3は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 構造改革特別区域法第12条第1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第4条第1項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者</p> <p>(2) 同法第13条第1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第4条第1項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者</p> <p>(3) その他その設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与又は報酬等を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者</p> <p>第2条第2項 この法律で「免許管理者」とは、免許状（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第19条第1項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）を除く。）を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合にあつてはその者の勤務地の都道府県の教育委員会、これらの者以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう。</p> <p>第5条第7項 免許状は、都道府県の教育委員会（特例特別免許状にあつては、構造改革特別区域法第19条第1項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会。以下「授与権者」という。）が授与する。</p> <p>第9条第2項 特別免許状（特例特別免許状を除く。）は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する。</p> <p>第9条第5項 普通免許状又は特別免許状（特例特別免許状を除く。）を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第1項、第2項及び前項並びに次条第4項及び第5項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとし、特例特別免許状（同一の授与権者により授与されたものに限る。）を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第2項並びに次条第4項及び第5項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする。</p> <p>第20条 免許状に関し必要な事項は、この法律及びこの法律施行のために発する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則（特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）で定める。</p> <p>別表第3の規定中「特別免許状」から特例特別免許状を除く。</p> <p>2. 本事業により読み替えて適用する教育職員免許法第5条第7項の規定により市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、当該市町村の教育委員会は、遅滞なく、授与を受けた者の氏名及び職種並びに授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。</p> <p>3. 構造改革特別区域法第9条第1項の規定により本事業の認定が取り消された場合であっても、本事業により読み替えて適用する教育職員免許法第5条第7項の規定により市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者及び免許管理者は、当該市町村の教育委員会とする。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	832
特定事業の名称	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大学通信教育設置基準第10条第2項 大学設置基準第36条第1項第2号及び第3号 大学院設置基準第19条、第24条第1項及び第29条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大学通信教育設置基準第10条 2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。(別表第二＝略) 大学設置基準 第36条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。 一 (略) 二 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。) 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室 2～6 (略) 大学院設置基準 第19条 大学院には、当該大学院の教育研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。 第24条 独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。 2 (略) 第29条 通信教育を行う課程を置く大学院は、添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。
特例措置の内容	1. 地方公共団体の設定する構造改革特別区域において、インターネット大学の設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学通信教育設置基準第10条第2項に規定する校舎等施設の面積によらずに、インターネット大学等を設置することができる。この特例によって設置されたインターネット大学が、当該大学の学部等を新たに設置し、又は収容定員を変更する場合も、同様とする。 2. 地方公共団体の設定する構造改革特別区域において、インターネット大学院大学の設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学設置基準第36条第1項第2号及び第3号並びに大学院設置基準第19条、第24条第1項及び第29条に規定する施設を備えなくても、インターネット大学院大学を設置することができる。この特例によって設置されたインターネット大学院大学が、当該大学の研究科等を新たに設置し、又は収容定員を変更する場合も、同様とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	834 (835)
特定事業の名称	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条、第24条等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	学校等施設の管理及び整備に関する事務については、地方公共団体の教育委員会が管理し、及び執行する。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校（学校教育法第1条に規定する学校をいい、大学を除く。）及び社会教育機関（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に規定する教育機関のうち社会教育に関するものをいう。）（以下「学校等」という。）の校舎その他の施設（以下「学校等施設」という。）並びに当該地方公共団体の長の所管に属する地方自治法第244条第1項に規定する公の施設（以下単に「公の施設」という。）の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、当該地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することが、学校等施設及び公の施設の一体的な利用（学校等施設を学校教育及び社会教育の目的以外の目的に使用することを含む。）又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条及び第24条の規定にかかわらず、当該学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する。この場合において、当該地方公共団体の長が管理する学校等施設については、同法第28条の規定は、適用しない。</p> <p>2. 認定を受けた地方公共団体について、学校の管理機関（管理者）として教育委員会のみを想定している社会教育法及び学校施設の確保に関する政令の規定に、当該地方公共団体の長を加える読替えを行う。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	<p>1. 認定を受けた地方公共団体の長は、その管理し、及び執行する学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち学校等における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2. 認定を受けた地方公共団体の長は、1. の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p>

番号	901
特定事業の名称	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	社会保険労務士法第2条
特例を講ずべき法令等の現行規定	社会保険労務士は、①申請書等の作成、②申請書等の提出代行、③申請等に係る事務代理、④帳簿書類の作成、⑤社会保険及び労務管理等に関する相談、指導について業とする。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区が、(1)当該特区内において求人が相当数あるにもかかわらず、当該特区内の求職者が当該特区内において安定した職業に就くことが困難な状況にあり、(2)(1)に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態（①相当数の求人があること、②求人数に比して就職者数が少ないこと、③①②の傾向が一定期間継続していること）にあるものと認めて、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区内に事務所を有する社会保険労務士であって厚生労働省令で定める要件（①開業後一定年数を経過していること、②懲戒処分を受けていないこと）に該当することについて当該地方公共団体を管轄する都道府県労働局長の認定を受けたものは、当該認定の日以後は、労働基準法第6条の規定にかかわらず、社会保険労務士法第2条第1項各号に掲げる事務のほか、当該特区内に居住する求職者又は労働者の求めに応じて、当該特区内に事業所を有する事業主との間の労働契約の締結、変更及び解除について当該求職者又は労働者の代理をすることを業とすることができることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	907-1
特定事業の名称	民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	老人福祉法第15条第1項から第5項まで
特例を講ずべき法令等の現行規定	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。 ・国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。 ・市町村及び地方独立行政法人は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。 ・社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。 ・国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域（介護保険法第118条第2項第1号の規定により都道府県が定める区域であって、当該区域における特別養護老人ホームの入所定員の総数が、老人福祉法第20条の9第1項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下同じ。）において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、老人福祉法第15条第1項から第5項までの規定にかかわらず、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づく選定事業者である法人は、当該特区内の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令（※）に定めるところにより、都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市においては、当該指定都市又は中核市の長。以下同じ。）の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。</p> <p>都道府県知事は、当該認可の申請があったときは、老人福祉法第17条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準（「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第46号））に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。また、都道府県知事は、審査の結果、当該申請が基準に適合していると認めるときは、認可を与えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特別養護老人ホームを運営するために必要な経済的基礎があること。 2. 特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること。 3. 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。 4. 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。 5. 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを運営しようとするものでないこと。 <p>都道府県知事は、当該認可を与えるに当たって、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。</p> <p>※ 当該認可を受けようとするPFI法に基づく選定事業者である法人は、施設の名称及び所在地、入所定員や資産の状況等を記載した申請書等を、施設を設置しようとする地の都道府県知事に提出しなければならないことを規定。（「厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則」（平成15年厚生労働省令第58号））</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	910
特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	医療法（昭和23年法律第205号）第7条第5項等
特例を講ずべき法令等の現行規定	営利を目的として、病院、診療所を開設しようとする者に対しては開設の許可を与えないことができる。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の事情から見て、医療保険各法による療養の給付等に該当しないものであって、厚生労働大臣が定める指針（※1）に適合する高度な医療（以下「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法第7条第1項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、都道府県知事等は、同条第5項の規定にかかわらず、同条第1項の許可を与えるものとする。</p> <p>① 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備及びその有する人員が、医療法の規定に基づく厚生労働省令で定める要件（※2）に適合するものであること。</p> <p>② 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員その他の事項が、当該申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準（※3）に適合するものであること。</p> <p>③ 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所を営む事業に係る経理が、当該株式会社の営む他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。</p> <p>2. 1. の規定により医療法第7条第1項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）が開設する病院又は診療所に関しては、医療法第6条の5第1項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところ（※4）により、許可に係る高度医療を提供している旨を広告することができる。</p> <p>3. 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>4. 厚生労働大臣は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第1項の規定にかかわらず、保険医療機関の指定又は特定承認保険医療機関の承認をしないものとする。</p> <p>5. 医療保険者は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第63条第3項第2号の指定若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）第53条第6項第2号の指定をし、又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第55条第1項第2号の契約若しくは地方公務員等共済組合法第57条第1項第2号の契約をしてはならない。</p> <p>※1 平成15年6月27日に取りまとめられた「特区における株式会社の医療への参入に係る取り扱いについて（成案）」の別添においてガイドラインとして示されている内容に基づき規定している。具体的には、高度な医療を用いて行う倫理上及び安全上問題がないと認められる医療であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断</p> <p>② 脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療</p> <p>③ 肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療</p> <p>④ 高度な技術を用いて行う美容外科医療</p> <p>⑤ 提供精子による体外受精</p> <p>⑥ その他これらの医療に類する医療</p> <p>※2 具体的には、医療法第21条及び第23条の規定に基づき、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）で定める医師、歯科医師、看護師等の人員配置基準、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等。</p> <p>※3 具体的には、当該申請に係る範囲の高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置、当該申請に係る範囲の高度な医療に関し必要な専門的知識及び経験を有する医師等の人員の配置、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、当該申請に係る範囲の高度な医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会の設置等について、指針で定める高度な医療の具体的な類型ごとに規定している。</p> <p>※4 具体的には、医療法第6条の5第4項の規定に基づき医療法施行規則第1条の9に規定する広告の方法及び内容に関する基準（①提供する医療の内容が他の病院又は診療所と比較して優良である旨を広告してはならないこと、②提供する医療の内容に関して誇大な広告を行ってはならないこと。）に適合するとともにその内容が虚偽にわたらないことと規定している。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	911-2
特定事業の名称	ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第41条第2項 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第40条、第75条 ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について（平成20年3月27日付け基発第0327003号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	ボイラー及び第一種圧力容器（以下「ボイラー等」という。）の連続運転については、安全管理、運転管理、保安全管理等の認定要件を満たさなければならない。
特例措置の内容	一の事業場のみではボイラー等の連続運転の認定要件のうち安全管理、運転管理及び保安全管理（以下「安全管理等」という。）に係る部分を満たさない場合に、地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた以下の（1）及び（2）の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき厚生労働大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、事業場が当該内容に基づく措置を講ずることをもって、認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たすものとする。 （1）一の事業場のみでは認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たさない場合における、コンビナートを構成する他の事業場と共同での安全管理等の実施体制及び手順 （2）（1）の場合において緊急時に適切な運転停止等の措置が実施されるような安全確保対策
同意の要件	上記「特例措置の内容」に記載されている地方公共団体からの提出事項（1）及び（2）の内容について、専門家からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保育所における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区における公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から、当該特区内の公立保育所において給食を外部搬入することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、公立保育所は、次の要件に該当する場合、3歳未満児に対する給食の外部搬入を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること 2. 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること 3. 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること 4. 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること <p>※なお、平成22年6月1日より、3歳以上児に対しては、公立・私立を問わず給食の外部搬入方式の採用が可能となっている。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	927
特定事業の名称	市町村による狂犬病予防員任命事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	狂犬病予防法第3条、第6条、第21条及び第23条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、犬の抑留に係る事務等は、都道府県知事等が行う。
特例措置の内容	<p>市町村が、その設定する構造改革特別区域における狂犬病予防法（以下「法」という。）第3条第1項に規定する狂犬病予防員の数が当該市町村の区域の範囲に比して少ないことから狂犬病の発生を予防するためには法第6条第1項から第3項まで、第7項及び第9項並びに第21条に規定する犬の抑留にかかる事務を当該市町村が自ら行う必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該市町村の長は、法第3条第1項、第6条及び第21条の規定にかかわらず、当該市町村の職員で獣医師であるものうちから狂犬病予防員を任命し、犬の抑留に係る事務を行わせることができる。</p> <p>この場合においては、法第23条の規定にかかわらず、市町村長が任命した狂犬病予防員が行う犬の抑留に係る事務に要する費用は、同条に規定する犬の所有者が負担する犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用を除き、市町村の負担とするほか、狂犬病予防法施行規則第2条に規定する狂犬病予防員の証票、第14条に規定する狂犬病技術員（捕獲人）の証票及び第15条に規定する狂犬病予防員による犬の所有者への通知に関しても都道府県等と同様の措置が求められるものである。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、速やかに全国展開に係る措置をする予定となっています。

番号	933
特定事業の名称	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第11条第1項、第35条第1項、第46条、第55条第1項、第61条第1項及び第65条 ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第124条第1項、第140条の4第1項及び第140条の16第1項 ・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第132条第1項、第153条第1項及び第167条第1項 ・ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第4条第1項第1号、第41条第4項第1号及び第53条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム、ユニット型特別養護老人ホーム、一部ユニット型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム及び一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、入所者及び入居者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合には、準耐火建築物とすることができる。 ・ 指定短期入所生活介護事業所、ユニット型指定短期入所生活介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合には、準耐火建築物とすることができる。 ・ 指定介護予防短期入所生活介護事業所、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合には、準耐火建築物とすることができる。 ・ 介護老人保健施設、ユニット型介護老人保健施設及び一部ユニット型介護老人保健施設の建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、療養室等を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合には、準耐火建築物とすることができる。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において、2階建ての特別養護老人ホーム等について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る特別養護老人ホーム等については、準耐火建築物とすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入所者が円滑に避難可能な避難経路を2階から地上に通ずるよう屋外に確保すること。 2. 火災の際に、当該避難経路を利用して円滑な避難が可能となるよう適切な訓練を定期的に行うこと。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	934
特定事業の名称	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<p>(1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第63条、第64条、第66条、第67条</p> <p>(2) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第5章第5節 基準該当児童デイサービスに関する基準</p> <p>(3) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第6章 短期入所に関する基準</p> <p>(4) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第9章第5節 基準該当自立訓練（機能訓練）に関する基準</p> <p>(5) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第10章第5節 基準該当自立訓練（生活訓練）に関する基準</p>
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>(1) (ア) 第63条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を、常勤換算方法で、通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の小規模多機能型居宅介護従業者に夜間及び深夜の勤務を、1以上の小規模多機能型居宅介護従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。</p> <p>4 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。(略)</p> <p>(イ) 第64条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。(略)</p> <p>(ウ) 第66条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員を25人以下とする。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を定めるものとする。</p> <p>一 通いサービス 登録定員の二分の一から十五人まで</p> <p>二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の三分の一から九人まで</p> <p>(エ) 第67条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p> <p>二 宿泊室 イ 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。 ロ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。 ハ イ及びロを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>ニ 居間はプライバシーが確保されたものであれば、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めて差し支えないものとする。(略)</p> <p>(「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」)</p>

(2) (ア) 第108条 児童デイサービスに係る基準該当障害福祉サービス(第219条に規定する特定基準該当児童デイサービスを除く。以下「基準該当児童デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 指導員又は保育士の総数は、基準該当児童デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

イ 障害児の数が十までは、二以上

ロ 障害児の数が十を超えるときは、二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 サービス管理責任者 基準該当児童デイサービス事業所ごとに、一以上

2 (略)

(イ) 第109条 基準該当児童デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所には必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する基準該当デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」)

(3) (ア) 第115条 法第5条第8項に規定する施設(入所によるものに限る。)が指定短期入所の事業を行う事業所(以下この章において「指定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この章において「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。

2 法第5条第8項に規定する施設(入所によるものに限る。)であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うもの(以下この章において「空床利用型事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該施設の入所者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所(以下この章において「単独型事業所」という。)に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

一 指定生活介護事業所、指定児童デイサービス事業所、第138条第1項に規定する指定共同生活介護事業所、第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所、第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所、第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所(第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)、第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等(入所によるものを除く。)(以下この章において「指定生活介護事業所等」という。)において指定短期入所の事業を行う場合 イ又はロに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 指定生活介護、指定児童デイサービス、第137条に規定する指定共同生活介護、第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)、第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)、第185条に規定する指定就労継続支援A型、第198条に規定する指定就労継続支援B型、第207条に規定する指定共同生活援助又は児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定施設支援(入所によるものを除く。)のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、イに掲げる時間以外の時間 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

(1) 当該日の利用者の数が6以下 1以上

(2) 当該日の利用者の数が7以上 1に当該日の利用者の数

が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

二 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合

前号の(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ前号の(1)又は(2)に掲げる数

(イ) 第117条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第5条第8項に規定する施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

3 空床利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することでも足りるものとする。

4 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。

5 前項に規定する設備の基準は次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、4人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き8平方メートル以上とすること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

三 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

四 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

五 便所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）

(4) 第163条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第219条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）

(5) 第172条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第219条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

	<p>四 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 （「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）</p>
特例措置の内容	<p>居間及び食堂並びに宿泊室の面積、職員数について指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たすこと、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害児（者）関係施設から技術的支援を受けること、また、障害児については必要な研修を受けた者が個別支援計画を策定することが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、小規模多機能型居宅介護を障害児（者）が利用できるようにする。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	935
特定事業の名称	伝統的建造物を利用した旅館営業事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第2項第4号
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	旅館営業の施設については、宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（以下「法」という。）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における旅館営業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する旅館営業をいう。）の施設（以下「旅館営業施設」という。）が、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第4条第8項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、旅館業法施行令第2条に規定する厚生労働省令で定める施設は、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項に規定する施設のほか、当該認定に係る旅館営業施設とし、旅館業法施行令第2条に規定する厚生労働省令で定める特例は、旅館業法施行規則第5条第2項及び第3項に規定するもののほか、旅館業法施行令第1条第2項第4号に定める基準について、当該認定に係る旅館営業施設に対して適用しないこととすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第144条第1項の規定に基づき文部科学大臣に選定された重要伝統的建造物群保存地区内にあること。 2 文化財保護法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物等（次号において「伝統的建造物」という。）であること。 3 伝統的建造物としての特性を維持するため、旅館業法施行令第1条第2項第4号に規定する宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備（次号において「玄関帳場等」という。）を設けることが困難であること。 4 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。 5 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	936
特定事業の名称	保育所における看護師配置補助要件の緩和事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	乳児6人以上を入所させる保育所に係る児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項に規定する保育士の数の算定については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を1人に限って、保育士とみなすことができる。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区内における保育所であって、乳児を4人以上6人未満入所させるものに係る児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項に規定する保育士の数については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を1人に限って、保育士とみなすことができる。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	937
特定事業の名称	NPO法人による職業紹介に対する支援事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	特になし
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	特になし
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、次の各号のいずれにも該当するNPO法人が就労支援業務を行うために必要であると認めて、内閣総理大臣による特区計画の認定を申請し、その認定を受けた場合は、当該NPO法人が、求職者との職業相談の過程において、ハローワークインターネットサービス上に事業所名非公開として掲載されている特定の求人を職業紹介すべき求人として選択し、当該NPO法人ごとに国が指定する公共職業安定所に対して当該求人の事業所名を照会した場合、当該公共職業安定所が当該求人事業主に対して、当該NPO法人に当該事業所名を開示することの可否を確認し、その了解が得られた場合にこれを当該NPO法人に開示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特区内に設置された地域若者サポートステーションを運営するものであること 2. 職業安定法（平成22年法律第141号）に基づく有料職業紹介事業又は無料職業紹介事業の許可を得ており、特区内において、当該許可の範囲内で職業紹介事業を行うものであること（ただし、有料職業紹介事業の許可を得ている場合であっても、本特例措置を活用して行う職業紹介については、求人者及び求職者から手数料を徴収しないものとする。）
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方公共団体が構造改革特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた後、本特例措置の適用を受けることを希望するNPO法人が、その所在地を管轄する都道府県労働局に、適用申請を行う。 2. 申請を受けた都道府県労働局は、当該NPO法人からの照会を受け付ける公共職業安定所を指定し、これを当該NPO法人に通知する。

番号	938
特定事業の名称	サービス管理責任者の資格要件弾力化事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>イ サービス管理責任者は、（１）から（６）までに掲げるサービス管理責任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応じ、それぞれ（１）から（６）までに定める要件を満たす者とする。</p> <p>（１） 生活介護又は療養介護（一）及び（二）に掲げる要件を満たす者であること。</p> <p>（一） a 及び b の期間が通算して5年以上である者、c の期間が通算して10年以上である者並びに a から c までの期間が通算して3年以上かつ d の期間が通算して5年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。</p> <p>a i から vi までに掲げる者が、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>i 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び第78条第1項に規定する地域生活支援事業、法附則第26条の規定による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業、法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第1項に規定する身体障害者相談支援事業、法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第4条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>ii 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所、身体障害者福祉法第11条第2項に規定する身体障害者更生相談所、法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法第12条第2項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条第1項に規定する発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>iii 障害者支援施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設及び同法第3項に規定する更生施設、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、同法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>iv 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項に規定する障害者職業センター、同法第27条第2項に規定する障害者雇用支援センター、同法第34条に規定する障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>vi 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、d に掲げる資格を有する者並びに i から v までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者に限る。）</p> <p>b i から v までに掲げる者であって、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、児童福祉法第18条の4に規定する保育士、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条各号のいずれかに該当するもの又は精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第17条第2項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間</p> <p>i 障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>ii 障害福祉サービス事業、老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者</p> <p>iii 健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第89条第1項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者</p>

	<p>iv 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>c bのiからvまでに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間</p> <p>d 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間</p> <p>(二) 略</p> <p>(2) 児童デイサービス (一) 及び (二) の要件を満たす者であること。</p> <p>(一) 実務経験者であること</p> <p>(二) 略</p> <p>(3) 共同生活介護、自立訓練(生活訓練)(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。)、共同生活援助 (一) 及び (二) の要件を満たす者であること。</p> <p>(一) 実務経験者であること</p> <p>(二) 略</p> <p>(4) 自立訓練(機能訓練)(規則第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。) (一) 及び (二) の要件を満たす者であること。</p> <p>(一) 実務経験者であること</p> <p>(二) 略</p> <p>(5) 就労移行支援、就労継続支援A型(規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。)又は就労継続支援B型(規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。) (一) 及び (二) の要件を満たす者であること。</p> <p>(一) 実務経験者であること</p> <p>(二) 略</p> <p>(6) 略</p>
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において、都道府県知事がサービス管理責任者の確保が困難なことから法に基づく障害福祉サービス事業等の遂行が困難であると認めた場合に、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第4条第8項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、認定を受けることとする。認定を受けたときは、サービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算5年以上を通算3年以上に、通算10年以上を通算5年以上にそれぞれ短縮する。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1003
特定事業の名称	保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げを適用する学校施設整備事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	1. 森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知）別紙 第2の12(1)表5 2. 保安林の転用に係る解除の取扱要領（平成2年6月11日付け2林野治第1868号林野庁長官通知）第2の3(2)ウ(ウ)別表
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保安林の転用に係る事業等の目的が工場、事業場の設置である場合の当該施設の設置に関して、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、おおむね35パーセント以上とする。（学校施設の設置である場合についても適用する。）
特例措置の内容	地域の活性化を図るための核として実施する学校施設（当該転用に係る保安林の現に有する環境の保全の機能からみて、実験・実習工場の設置等であって当該施設の設置によって、住宅団地を造成する場合に比べて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあると認められるものを除く。）の設置に係る一定規模以上の保安林の転用に関して、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、事業等の目的が住宅団地の造成である場合に適用される残置し又は造成する森林又は緑地の割合を適用するものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1004
特定事業の名称	保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知）第2の1(3)ア(イ) 保安林の転用に係る解除の取扱要領（平成2年6月11日付け2林野治第1868号林野庁長官通知）第2の3(1)ア及び(2)ア
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保安林の転用を目的とする解除については、その目的に係る事業又は施設の設置による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であることを要件とする。
特例措置の内容	地域の活性化を図るための核として実施する事業（スキー場、ゴルフ場の造成その他1箇所当たりの面積が大きな開発行為に伴い災害の防止等公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれが大きいと認められるものを除く。）につき、その事業の主たる区域が保安林以外であって、当該事業のために解除を要する保安林がその区域に隣接し、残置森林率が70%以上確保されるものであるときには、その事業の実施のため必要となる保安林の解除について、「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」とする要件を適用しない。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1008
特定事業の名称	家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則第1条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則第1条第1項 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。） 第3条第1項の管理基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設（以下「管理施設」という。）の構造設備に関する基準</p> <p>イ 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。）で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。</p> <p>ロ 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。</p> <p>二 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準</p> <p>イ 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。</p> <p>ロ 管理施設の定期的な点検を行うこと。</p> <p>ハ 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。</p> <p>ニ 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。</p> <p>ホ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。</p>
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が次の①、②及び③に掲げる要件のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内における昆虫の飼育事業であって、2に掲げる昆虫飼育事業要件のいずれにも該当するものに利用される特別家畜排せつ物（法第2条に規定する家畜排せつ物であって、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第1条第1項に規定する管理基準（以下「管理基準」という。）に従って3か月以上管理されたもの（固形状のものに限る。）をいう。以下同じ。）については、管理基準は、適用しない。</p> <p>① 住居が集合していないこと。</p> <p>② 水道原水（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第2条第2項に規定するものをいう。）に係る取水施設が設置されていないこと。</p> <p>③ その他生活環境の保全又は人の健康の保護についての配慮が特に必要でないと認められること。</p> <p>2. 昆虫飼育事業要件は、次のとおりとする。</p> <p>① 青少年の健全な育成を図ることを目的として、当該事業により飼育した昆虫を青少年に無償で譲与するものであること。</p> <p>② 当該事業に利用する特別家畜排せつ物について管理基準を適用する場合には、事業の実施に著しい支障が生ずるおそれが大きいこと。</p> <p>③ 当該事業の実施者がたい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設（規則第1条第1項第1号イに該当するものに限る。）を保有していること。</p> <p>④ 当該構造改革特別区域の設定をした地方公共団体が、環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家」という。）の意見を聴いて、当該事業の実施による環境への悪影響がないと認めるものであること。</p> <p>3. 地方公共団体が1の認定を申請しようとするときは、当該地方公共団体の長は、あらかじめ、申請に係る構造改革特別区域が1の①、②及び③に該当するかどうかを判断するため、専門家の意見を聴かななければならない。</p> <p>4. 1の認定を受けた地方公共団体は、当該構造改革特別区域内における昆虫の飼育事業であって昆虫飼育事業要件のいずれにも該当するものの実施による環境影響について、年に1回以上、調査を行わなければならない。</p>
同意の要件	特になし。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし。

番号	1010
特定事業の名称	地方競馬における小規模場外設備設置事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準（平成4年農林水産省告示第1309号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	競馬法施行規則第59条の規定に基づく告示では、場外設備の位置、構造及び設備の基準を規定している。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、競馬場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、次の1. 及び2. に係る事項を構造改革特別区域計画に記載し、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に設置される場外設備であって、特区計画に記載された1. 及び2. に係る事項並びに※1に適合していることについて、当該構造改革特別区域を管轄する都道府県知事が書面により確認した場合には、競馬法施行規則第59条に基づく承認申請について、農林水産大臣は、「競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準」に規定する設置承認基準を満たしたものとみなす。</p> <p>1. 地方公共団体が※2を超えない範囲内で定めた当該特区内に設置する場外設備の規模の上限</p> <p>2. 場外設備を設置できる区域の範囲</p> <p>※1 場外設備が備えるべき事項</p> <p>(1) 施設に関すること</p> <p>①場外設備の規模及び設備に応じた適切な広さであること</p> <p>②勝馬投票券の発売等の用に供する設備が整備されていること</p> <p>③入場者の用に供する設備が整備されていること</p> <p>④管理運営に必要な設備が整備されていること</p> <p>(2) 運営に関すること</p> <p>勝馬投票券の発売等が公正に運営されることが確実と認められること</p> <p>(3) 地域社会に関すること</p> <p>地域社会との十分な調整が行われていること</p> <p>※2 場外設備の規模の上限</p> <p>窓口（払戻しを含む）の数が五以内でかつ最大滞留者数が100人以内であること</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1101
特定事業の名称	再生資源を利用したアルコール製造事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	アルコール事業法第9条、第10条、第21条から第30条、第35条から第37条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	アルコールの販売、使用をする者は、アルコール事業法に基づく許可を受ける必要がある。また、許可を受けた者（製造を含む。）は、アルコール事業法に基づく帳簿記載、定期報告を行う必要がある。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が設定する特区又はその周辺の地域における地域産業に係る使用済物品等（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第1項に規定する使用済物品等をいう。）又は副産物（同法第2条第2項に規定する副産物をいう。）であつて主としてこれらの地域において回収されるものとして当該地方公共団体の長が指定したものについて、これを再生資源（同法第2条第4項に規定する再生資源をいう。）として利用して、当該特区において製造事業者（アルコール事業法第3条第1項の許可を受けた者をいう。）が製造するアルコール（同法第2条第1項に規定するアルコールをいい、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとして経済産業省令で定める要件に適合すると経済産業大臣が認めるものに限る。）については、当該地方公共団体が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、アルコール事業法第9条、第10条、第2章第3節及び第4節（第21条から第30条）並びに第35条から第37条までの規定は適用しないこととする。</p> <p>なお、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとして、経済産業省令で定める要件に適合すると経済産業大臣が認めるものとは、アルコールの製造工程において、経済産業省令で定める化学物質（例えばメタノール）が、同省令で定める数量以上混和されたアルコールが、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないアルコールの製造設備により製造されると経済産業大臣が認めるアルコールをいう。また、経済産業省令で定める化学物質を指定する数量以上混和する装置が、アルコールの製造設備に設置されていることを確認するため、地方公共団体が構造改革特別区域計画の認定を申請する際に混和装置の配置図及び同装置の構造図を添えて提出することが必要。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1105
特定事業の名称	一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第48条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	電気事業法第38条に規定される一般用電気工作物の定義が定められているが、ガスタービンを原動力とする火力発電設備（ガスタービン発電設備）はその対象となっていない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が構造改革特別区域計画に次の1.の事項を定め、内閣総理大臣の認定を受けたときは、次の2.に定める条件を満たす小規模ガスタービン発電設備（ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。）を、一般用電気工作物に位置付ける。</p> <p>1. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>(1) 「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）第1条の表中、上欄に掲げる第三種電気主任技術者免状に応じて規定される中欄に掲げる学歴又は資格及び下欄に掲げる実務の経験」に相当する学歴又は資格及び実務の経験を有する者により、工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされること。</p> <p>(2) 保安上必要な措置として、電気事業法施行規則第50条第4項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に示される事項に相当する事項が定められること。</p> <p>2. 条件</p> <p>(1) 電気事業法施行規則第48条第3項で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であって、その発電に係る電気を電気事業法施行規則第48条第2項に定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないこと。</p> <p>(2) 出力30キロワット未満であること。</p> <p>(3) 最高使用圧力が1,000キロパスカル未満であること。</p> <p>(4) 最高使用温度が1,400度未満であること。</p> <p>(5) 発電機と一体のものとして一の筐体に納められていること。</p> <p>(6) ガスタービンの損壊事故が発生した場合においても、破片が当該設備の外部に飛散しない構造を有すること。</p> <p>(7) 同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）に設置する発電設備と電氣的に接続されていないこと。</p> <p>(8) 公衆が容易に触れないための措置がなされていること。</p>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画により、上記「特例措置の内容」に記載されている1.の事項の内容が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1108
特定事業の名称	保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	一般高圧ガス保安規則第64条 コンビナート等保安規則第23条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	水素ガススタンド等の高圧ガス製造事業所には、保安統括者等の選任が必要。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の（１）から（４）の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内に設置される水素ガススタンド及びDMEガススタンドについては、保安統括者の選任を不要とすることができる。</p> <p>（１）設置される当該スタンドの仕様（使用圧力、処理量等） （２）例えば、自動遮断装置の設置など、保安統括者を選任しなくとも設置される当該スタンドの安全性を確保することが可能な保安確保策 （３）（２）に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献 （４）設置される当該スタンドに関する具体的な「技術上の基準」（「技術上の基準」については、一般高圧ガス保安規則第7条第2項に規定する圧縮天然ガススタンドに関する技術上の基準を参考にされたい。）</p>
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項（１）から（４）の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1109
特定事業の名称	燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第25条、第26条（容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（以下「容器細目告示」という。）第2条）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	容器再検査では、容器ごとに、内面及び外面の目視検査や耐圧試験を行う必要がある。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の（1）から（3）の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内の地方公共団体の長が指定する容器検査所においては、燃料電池自動車及びDME自動車の燃料タンクについて、車載状態のまま容器再検査を受けることができる。</p> <p>なお、本特例措置を実施するに当たっては、車載状態のまま容器再検査を受けさせようとする容器であることを見分けるために当該地方公共団体の長が講じる措置を、構造改革特別区域計画に記載することとする。</p> <p>（1）当該再検査を受けようとする容器の仕様（圧力、材料、容量、寿命等） （2）例えば、目視検査により容器内面を確認しなくとも、健全性が確保されるコーティングが内面に施されている等、容器の安全性を確保するための保安確保策 （3）実際に行われる容器再検査の具体的方法（容器再検査の具体的方法については、容器細目告示第18条、第19条に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の外観検査、漏えい試験などを参考にされたい。）</p>
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項（1）から（3）の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1121
特定事業の名称	小規模場外車券発売施設事業
措置区分	省令、告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）第14条、第15条 場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定めた件に関する告示
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	自転車競技法施行規則第15条では、施設の位置、規模、構造及び設備について許可の基準を規定している。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、競輪場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、次の1.及び2.に係る事項を構造改革特別区域計画に記載し、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に設置される場外車券発売施設であって、特区計画に記載された1.及び2.に係る事項及び経済産業大臣が別途告示で定める施設が備えるべき事項（※1）に適合していることについて、当該地方公共団体が書面により確認した場合には、自転車競技法第5条第1項に基づく許可申請について、経済産業大臣は、自転車競技法施行規則第15条に規定する設置許可基準を満たしたものとみなす。</p> <p>1. 地方公共団体が定めた当該特区内に設置する場外車券発売施設の規模の上限（経済産業大臣が別途告示で定める窓口数及び最大滞留者数（※2）を超えない範囲内で定めたものに限る。）</p> <p>2. 場外車券発売施設を設置できる区域の範囲</p> <p>※1 告示で定める施設が備えるべき事項</p> <p>（1）施設に関すること</p> <p>① 当該施設の規模及び設備に応じた適切な広さであること</p> <p>② 車券の発売等の用に供する設備が整備されていること</p> <p>③ 入場者の用に供する設備が整備されていること</p> <p>④ 管理運営に必要な設備が整備されていること</p> <p>（2）運営に関すること</p> <p>車券の発売等が公正に運営されることが確実と認められること</p> <p>※2 告示で定める施設の規模の上限</p> <p>窓口（払戻しを含む）の数が5以内でかつ最大滞留者数が100人以内であること</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1123
特定事業の名称	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第79条第1項第1号、第94条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理審査を受審しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受審しなくてはならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、構造改革特別区域内において、次の1. に定める条件を満たす研究開発用海水温度差発電設備（汽力（海水の熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの）を設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の2. の事項を記載し、法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該研究実施期間に限り、当該設備は工事計画の届出、使用前安全管理検査、溶接安全管理検査、定期安全管理検査を必要としない設備とすることができる。</p> <p>1. 条件</p> <p>(1) 出力が100キロワット未満であること。</p> <p>(2) 電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていないこと。</p> <p>2. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>(1) 以下に掲げる研究事業の概要</p> <p>① 当該設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>② 研究開発を実施する期間</p> <p>③ 当該設備を設置する位置</p> <p>④ 熱媒体の種類</p> <p>(2) 当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項</p> <p>① 機械工学</p> <p>② 材料工学</p> <p>③ 電気工学</p> <p>④ 化学工学</p> <p>(3) 保安上必要な措置として、当該設備について、電気事業法施行規則第50条第1項に掲げる事項に相当する事項</p>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、上記「特例措置の内容」に記載されている2. の内容により、現行と同等の安全性を確保する体制及び方策が確保されていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1124
特定事業の名称	海水等温度差発電設備の定期事業者検査時期変更事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第94条の2
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電設備を構成する蒸気タービンについては4年、液化ガス設備については2年を超えない時期に定期事業者検査を実施しなければならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、次の1. に定める条件を満たす海水等温度差発電設備（汽力（海水、温泉水等の熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備）であると認め、構造改革特別区域計画に次の2. に掲げた事項を構造改革特別区域計画に記載し、法第4条の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該設備に係る蒸気タービン及び液化ガス設備の定期事業者検査は、電気事業法施行規則第94条の2第1項の規定に関わらず、2.（3）に定める時期を超えない時期に行うものとする。</p> <p>1. 条件</p> <p>（1）出力500キロワット未満であること。</p> <p>（2）最高使用圧力が1,000キロパスカル未満であること。</p> <p>（3）最高使用温度200度未満であること。</p> <p>（4）使用する熱媒体は変質せず、かつ、可燃性、腐食性及び毒性がないこと。</p> <p>2. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>（1）当該設備の仕様（発生する電気出力、設備の最高使用圧力及び最高使用温度など）</p> <p>（2）使用する熱媒体の種類及び性質</p> <p>（3）具体的な定期事業者検査を実施する時期</p> <p>（4）当該設備が（3）に定める時期に定期事業者検査を実施しても、電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを証明する次に掲げる事項に関する記録及び文献その他の資料</p> <p>①当該設備の耐久性</p> <p>②使用する熱媒体の耐久性</p> <p>③使用する熱媒体に応じた当該設備の耐腐食性</p>
同意の要件	2.（4）に示す技術的な証明をする資料等により、2.（3）により定められた時期について、その妥当性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1125(1114)
特定事業の名称	特定施設における保安検査期間変更事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	一般高圧ガス保安規則第79条第2項 コンビナート保安規則第34条第2項 (製造細目告示第14条)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	高圧ガス保安法第35条に規定する高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設(以下この表において「特定施設」という。)は、原則年1回、保安検査を受けなければならないが、特定の設備は保安検査期間が延長されている。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の(1)から(3)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該地区内に設置される特定施設については、当該特区内において実施しようとする下記(3)に記載した保安検査期間に延長することができる。</p> <p>(1) 当該特定施設の仕様(ガス種、使用圧力等) (2) 保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献及び当該施設において発生すると想定される事故の程度、影響等の評価に関するデータや文献 (特定施設のうち、水素ガススタンド及びDMEガススタンドについては、保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献) (3) 具体的な保安検査期間(保安検査期間については、製造細目告示第14条に規定する保安検査期間を参考にされたい。)</p>
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(3)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1129-1 (1112)
特定事業の名称	液化ガスの容器における充てん率変更事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	容器保安規則第22条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	液化ガスは内容積に応じて計算した質量以下で充てんしなければならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の（１）から（４）の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内の地方公共団体の長が指定する充てん所においては、当該特区内において実施しようとする下記（４）に記載した充てん率とすることができる。</p> <p>なお、本特例措置を実施するに当たっては、充てん率を変更できる容器であることを見分けるために地方公共団体の長が講じる措置を構造改革特別区域計画に記載することとする。</p> <p>（１）充てん率を変更しようとする容器の仕様（ガス種、材料等） （２）例えば、充てんする液化ガスが膨張しても破裂しない強度を有する容器など、充てん率を変更しても安全性が確保される保安確保策 （３）（２）に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献及び当該容器において発生すると想定される事故の程度、影響等の評価に関するデータや文献 （液化水素ガスを充てんする容器については、（２）に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献） （４）具体的な充てん率（充てん率については、容器保安規則第22条に規定する液化ガスの質量の計算の方法などを参考とされたい。）</p>
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項（１）から（４）の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1130
特定事業の名称	オートレース小規模場外車券発売施設事業
措置区分	省令、告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	小型自動車競走法施行規則（平成14年経済産業省令第98号）第11条、第12条 場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定めた件に関する告示
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	小型自動車競走法施行規則第12条では、施設の位置、規模、構造及び設備について許可の基準を規定している。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、オートレース場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、次の1.及び2.に係る事項を構造改革特別区域計画に記載し、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に設置される場外車券発売施設であって、特区計画に記載された1.及び2.に係る事項及び経済産業大臣が別途告示で定める施設が備えるべき事項（※1）に適合していることについて、当該地方公共団体が書面により確認した場合には、小型自動車競走法第8条第1項に基づく許可申請について、経済産業大臣は、小型自動車競走法施行規則第12条に規定する設置許可基準を満たしたものとみなす。</p> <p>1. 地方公共団体が定めた当該特区内に設置する場外車券発売施設の規模の上限（経済産業大臣が別途告示で定める窓口数及び最大滞留者数（※2）を超えない範囲内で定めたものに限る。）</p> <p>2. 場外車券発売施設を設置できる区域の範囲</p> <p>※1 告示で定める施設が備えるべき事項</p> <p>（1）施設に関すること</p> <p>① 当該施設の規模及び設備に応じた適切な広さであること</p> <p>② 車券の発売等の用に供する設備が整備されていること</p> <p>③ 入場者の用に供する設備が整備されていること</p> <p>④ 管理運営に必要な設備が整備されていること</p> <p>（2）運営に関すること</p> <p>車券の発売等が公正に運営されることが確実と認められること</p> <p>※2 告示で定める施設の規模の上限</p> <p>窓口（払戻しを含む）の数が5以内でかつ最大滞留者数が100人以内であること</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1142
特定事業の名称	研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第79条第1項第1号、第94条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理審査を受審しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受審しなくてはならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、構造改革特別区域内において、次の1. に定める条件を満たす研究開発用温泉熱利用発電設備（汽力（温泉熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの）を設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の2. の事項を記載し、法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該研究実施期間に限り、当該設備は工事計画の届出、使用前安全管理検査、溶接安全管理検査及び定期安全管理検査を必要としない設備とすることができる。</p> <p>1. 条件</p> <p>(1) 出力が10キロワット未満であること。</p> <p>(2) 最高使用圧力が5メガパスカル未満であること。</p> <p>(3) 最高使用温度が100度未満であること。</p> <p>(4) 電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていないこと。</p> <p>2. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>(1) 以下に掲げる研究事業の概要</p> <p>①当該設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>②研究開発を実施する期間</p> <p>③当該設備を設置する位置</p> <p>④熱媒体の種類</p> <p>(2) 当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項</p> <p>①機械工学</p> <p>②材料工学</p> <p>③電気工学</p> <p>④化学工学</p> <p>(3) 保安上必要な措置として、当該設備について、電気事業法施行規則第50条第1項に掲げる事項に相当する事項</p>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、上記「特例措置の内容」に記載されている2. の内容により、現行と同等の安全性を確保する体制及び方策が確保されていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1205 (1214、1221)
特定事業の名称	重量物輸送効率化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	(1) 特殊車両通行許可限度算定要領について(昭和53年12月1日付け道路交通管理課長通達)等 (2) 基準緩和自動車の認定要領について(平成9年9月19日付け自動車交通局長通達)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	(1) 許可車両の許可限度寸法及び重量は、「特殊車両通行許可限度算定要領」に定める方法により算定する。 (2) 基準緩和の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を特定して行うことができる。 ①長大又は超重量で分割不可能な単体物品(以下単に「物品」という。)を輸送することができる構造を有する自動車(けん引自動車を除く。) ②以下略
特例措置の内容	(1) 実施主体が道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2の規定に基づく特殊車両通行許可申請を行った際に、橋・高架の道路その他これらに類する構造の道路を含まない経路を通行し、軸重が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項に規定する値(駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあっては11.5トン)を超えない車両で、かつ、例えば、車両総重量規制の緩和を受けた車両の通行により、各道路管理者が通常業務として実施する舗装の維持、修繕その他の管理を超える措置が必要となった場合等には、必要に応じて特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体が当該超過分に係る費用を負担すること、車両の運行状況を道路管理者に報告すること等の道路を適切に管理するための措置が、例えば、各道路管理者と構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体との間で道路の管理に関する協定を締結すること又は措置の実施を特殊車両通行許可の条件とすること等により、構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体の責任において確実に実施されると各道路管理者が判断する場合は、各道路管理者は、特殊車両通行許可を行うに当たり、総重量の許可限度重量については「特殊車両通行許可限度算定要領」に現在定める値を超えて許可することとする。(当該車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両総重量及び軸重の特例措置については、平成22年10月1日に全国展開実施済) (2) 上記(1)に加え、当該車両の通行経路が、道路に関して横断に限る場合は、各道路管理者は、特殊車両通行許可を行うに当たり、車両の長さ及び最小回転半径についても「特殊車両通行許可限度算定要領」に現在定める値を超えて許可することとする。 (3) 従前、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合に道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第2条に規定する長さ、第4条に規定する車両総重量、第4条の2の規定する軸重等、第6条に規定する最小回転半径にかかる特例を受けることができたが、特区内においてはこれに限らず、特殊車両通行許可に係る上記(1)又は(2)の特例措置による特殊車両通行許可を受けることが確実であることを道路管理者により確認された車両は、車両の長さ、最小回転半径、車両総重量及び軸重(駆動軸にエアサスペンションを装着する車両であって駆動軸の軸重が11.5トン以下のものに限る。)にかかる当該基準の特例を受けることができることとする。(当該車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両総重量及び軸重の特例措置については、平成22年10月1日に全国展開実施済)
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1210
特定事業の名称	橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用の許可柔軟化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	河川敷地の占有許可について（平成11年8月5日河政発第67号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	現行において、橋の設置を目的とした河川敷地の占有主体は、公共性又は公益性を有するものとし、原則として公的主体以外の者による占有は認められていない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内において、水辺を活かしたまちづくりとしての市街地開発事業等の公共性の高い事業の施行区域や地区計画等の都市計画が定められた区域で、公衆の通行の用に供する橋が少ないことなどによる当該区域の利便性の欠如を解消する必要があると認めるとともに、橋の設置目的が特定の個人の利便性に限定されるものではなく、橋の設置及び利用方法について周辺地域の合意がなされていると確認し、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された特区内においては、河川敷地占有許可準則第6の規定にかかわらず、設置後の維持及び補修、占有主体の地位の承継等将来の維持管理に支障が生じない限り、橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占有を許可する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1218
特定事業の名称	地域特性に応じた道路標識設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第二備考一（二）1及び（五）2
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<ul style="list-style-type: none"> ・別表第二に寸法が図示されているものについては、図示の寸法を基準とする。 ・高速道路等以外の道路に設置する案内標識のうち、方面及び方向を表示するもの等の文字の大きさについて、道路の設計速度に応じ基準を定める。ただし、必要がある場合にあつては、一定の割合に拡大することができる。
特例措置の内容	地方公共団体が地域特性により案内標識又は警戒標識を縮小する特別の必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、交通の安全と円滑が確保されていることを前提として、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令において規定されている案内標識及び警戒標識の寸法並びに案内標識に表示する文字の寸法を二分の一まで縮小することができるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1219
特定事業の名称	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業
措置区分	告示・通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示(平成15年国土交通省告示第1320号) ・基準緩和自動車の認定要領について(平成9年9月19日自技第193号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>道路運送車両の保安基準(以下「保安基準」という。)第55条に基づき、以下の場合に限り、地方運輸局長の認定により基準の緩和を認めている。</p> <p>①長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができる構造を有する車両については、保安基準第55条第1項に規定する告示に基づき、寸法、重量等の基準の緩和を認めている。(ただし、保安基準第8条第1項に基づく車両の走行性能に係る基準については、緩和は認められていない。)</p> <p>②分割可能な貨物を運搬する車両については、特例8車種に限り、車両総重量(保安基準第4条、上限36t)及び軸重(保安基準第4条の2)の緩和を認めている。</p>
特例措置の内容	<p>港湾施設である道路(港湾法第2条第5項及び第6項に規定する道路をいう。以下単に「道路」という。)において、貨物の流通の効率化を図る観点から保安基準に適合しない専用架台輸送用大型車両等特殊な車両で貨物(分割可能な貨物を含む。)の運搬を行おうとする場合、以下の要件を満たしていると地方公共団体が認め、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けたときは、車両の寸法(長さ、幅、高さ)、重量(車両総重量、軸重、隣接軸重及び輪荷重)及び走行性能(原動機の動力不足等により円滑な走行に支障を生じるおそれがないと判断される場合に限る。)のうち、地方運輸局長が車両ごとに指定した項目について、緩和を受けることができることとする。</p> <p>1. 構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体(自動車の使用者)が、その責任において、道路を適切に管理するための措置(※1)を確実に実施すること。なお、この判断は港湾管理者が行うこととする。</p> <p>(※1)道路を適切に管理するための措置とは、以下のような措置をいう。</p> <p>(ア)事前に道路の構造等の施設の安全性を確認すること。</p> <p>(イ)必要に応じて、舗装の維持、修繕等に係る費用の負担等に関して互いに協議すること。</p> <p>2. 港湾管理者、当該区域を所管する警察署、地方運輸局等の関係機関が調整した方法により、通行する道路が他の交通と分離され、遮断(※2)されること。</p> <p>(※2)具体的な遮断方法としては、物理的な遮断機等による遮断のほか、保安員による遮断等でもよい。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	地方公共団体が構造改革特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた後、実施主体が地方運輸局長に対し本特例措置に基づく基準緩和の申請を行い、認定されること。

番号	1223
特定事業の名称	長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて（平成6年9月8日付け道路交通管理課長通達）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	フルトレーラ連結車に係る特殊車両通行許可の長さの限度値は19メートル。
特例措置の内容	フルトレーラ連結車（セミトレーラ連結車のうち、セミトレーラ連結車のけん引自動車の全長及びセミトレーラ連結車の連結装置中心から当該セミトレーラ連結車の後端までの水平距離が、それぞれ12メートル以内であるものを含む。）について、実施主体が道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の規定に基づく特殊車両通行許可申請を行う際、当該実施主体による車両の運行状況、事故及びヒヤリハットの発生状況等の各道路管理者への定期的な報告が、協定の締結、特殊車両通行許可の条件等により確実に実施されると各道路管理者が判断する場合は、各道路管理者は、車両の長さについて、21メートルを上限値として許可することができる。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1224
特定事業の名称	45フィートコンテナの輸送円滑化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	(1)特殊車両通行許可限度算定要領について(昭和53年12月1日付け道路交通管理課長、企画課長通達) (2)バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて(平成6年9月8日付け道路交通管理課長通達)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	(1)特殊車両通行許可限度算定要領上、セミトレーラについては長さ17メートルを境に車両分類が区分されており、45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車等の長さ17メートルを超える車両は長さ17メートル以下の車両と比べて通行条件が厳しくなる。 (2)国内貨物を積載する場合のコンテナ用セミトレーラに係る特殊車両通行許可の長さの上限値は17メートルとなっている。
特例措置の内容	45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車の通行手続きの円滑な運用に向けて、セミトレーラ連結車の長さの基準を緩和し、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件(長さに対応したもの)を適用できるよう、構造改革特別区域において、以下の措置を講じる。 45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車について、実施主体(申請者)が道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第1項の規定に基づく特殊車両通行許可申請を行った際、道路管理者は、実施主体による車両の運行状況、事故及びヒヤリハットの発生状況等の道路管理者への定期的な報告が、協定の締結又は特殊車両通行許可の条件により確実に実施されることを前提として、以下(1)及び(2)の措置を行うことができる。 (1)特殊車両通行許可限度算定要領によらず、当該車両の軌跡図を用いて審査を行い、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件(長さに対応したもの)まで緩和して許可すること (2)45フィートコンテナに国内貨物を積載する場合における車両の長さの許可の上限値を18メートルまで緩和すること
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1303
特定事業の名称	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成14年環境省告示第86号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	現行の「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、法人に対し有害鳥獣捕獲の許可を行うに当たっては、従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする事として、従事者を限定的に取り扱っている。
特例措置の内容	有害鳥獣捕獲の許可申請の取扱いについては、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、「銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に網・わな猟免許所持者が含まれ、かつ、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に網・わな猟免許を受けていない者を含むことができるものとする。」と定めたところであるが、この「捕獲技術、安全性等が確保されている場合」として、現在、既に行われている移入鳥獣の捕獲の場合に加えて、特区内における捕獲の場合についても適用する。
同意の要件	円滑かつ確実な実施を担保するための予防措置として、関係者間で事業の円滑な実施のための取組が認められること、安全管理体制について狩猟者団体との合意が得られていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1304(1305)
特定事業の名称	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2、第12条の12の2 平成9年厚生省告示第258号(環境大臣が定める一般廃棄物) 平成9年厚生省告示第259号(再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2及び第12条の12の2 法第9条の8第1項及び法第15条の4の2第1項の規定による再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物又は産業廃棄物は、次のいずれにも該当せず、かつ、特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる廃棄物であって環境大臣が定めるものとする。</p> <p>①ばいじん又は焼却灰であって、一般廃棄物又は産業廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの(資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。)</p> <p>②特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの(資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。)</p> <p>③通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの 現状環境大臣が特例の対象として定めている廃棄物は以下のとおり。 (1)環境大臣が定める一般廃棄物(平成9年厚生省告示第258号) ①廃ゴム製品(ゴムタイヤその他の廃ゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。) ②廃プラスチック類 ③廃肉骨粉(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。) ④金属を含む廃棄物(当該金属を原料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。)</p> <p>(2)再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物(平成9年厚生省告示第259号) ①廃ゴム製品(ゴムタイヤその他の廃ゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。) ②汚泥(シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、抗基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事若しくは地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のもの又は半導体製造等の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じたものに限る。) ③廃プラスチック類 ④廃肉骨粉(化製場等に関する法律第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。) ⑤金属を含む廃棄物(当該金属を原料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。)</p> <p>2. 特例の対象として環境大臣が定めた廃棄物に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の4第10号及び第6条の5第11号並びに第12条の12の4第10号及び第12条の12の5第11号の規定に基づく再生利用の内容等の基準は別に環境大臣が定める。現状環境大臣が特例の対象として定めている再生利用の内容等の基準は以下のとおり。 (1)廃ゴム製品に係る再生利用の内容等の基準(平成18年環境省告示第77号) 廃ゴム製品の再生利用の内容については、廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として使用し、再生品であるセメントの利用が確実に見込まれるものであること等、また、廃ゴム製品に含まれる鉄を鉄鋼製品の原材料として使用し、再生品である鉄鋼製品の利用が確実に見込まれるものであること等 (2)廃プラスチック類に係る再生利用の内容等の基準(平成15年環境省告示第25号) 廃プラスチックの再生利用の内容については、異物の除去等の前処理を行い高炉で用いる還元剤が製造され、その還元剤が高炉の鉄鉱石を還元するために利用されるものであること等 (3)廃肉骨粉等に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準(平成13年環境省告示第56号) 廃肉骨粉の再生利用の内容については、廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメントの原材料として使用し、再生品であるセメントの利用が確実に見込まれるものであること等 (4)汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準(平成9年厚生省告示第261号) 汚泥の再生利用の内容については、高規格堤防の築造材として用いるための再生品として使用し、一定の品質の再生品を得ることができるものであること等 (5)シリコン含有汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準(平成15年環境省告示第75号) シリコン含有汚泥の再生利用の内容については、加工品が転炉又は電気炉において溶鋼を脱酸するために利用されるものであること等 (6)金属を含む廃棄物に係る再生利用の内容等の基準(平成19年環境省告示第89号) 金属を含む廃棄物の再生利用の内容については、金属を含む廃棄物から金属を再生品として得るためのものであること等</p>

<p>特例措置の内容</p>	<p>1. 地域におけるリサイクル推進のため、地方公共団体が特例を求める廃棄物について法令を上回る規制(関係者の同意、流入規制(当該地方公共団体の区域内のみの廃棄物を用いて再生利用を行う場合及び単なる届出を除く。))を自ら設けていないとして内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けたときには、特定の廃棄物について再生利用認定制度の特例の対象とすることができる。</p> <p>2. 特例の対象となる特定の廃棄物(再生利用方法を含む。)は次のとおりとする。なお、特例の対象となる特定の廃棄物については、告示によって随時追加していくこととする。</p> <p>(1) 廃FRP船破砕物をセメント原材料として利用する場合</p> <p>(2) 容易に腐敗しないように適切な除湿の措置を講じた廃木材を製鉄原料として利用する場合</p>
<p>同意の要件</p>	<p>特になし</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>特になし</p>

番号	1306
特定事業の名称	地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業
措置区分	政令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	①廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第3号イ(1) ②一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）第1条第2項第10号ロ
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	①一般廃棄物の埋立処分については、「地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと」と規定されている。 ②一般廃棄物の最終処分場の維持管理基準において、埋立処分開始後の地下水等検査の検査頻度は原則として1年に1回以上とされている。
特例措置の内容	市町村が、その設定する構造改革特別区域内にある地中空間（地中にある空間をいい、当該空間の周辺の土地が、自重、水圧及び土圧並びに地震等による振動及び衝撃に耐えることができるもの及び埋め立てた溶融スラグからの金属等の溶出を招来して地下水を汚染するおそれがないものに限る。）を利用して、金属等が溶出しないう溶融加工した一般廃棄物（溶融スラグ）の埋立処分を行うことについて、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該市町村又は当該市町村の長から廃棄物処理法第7条第6項の許可を受けた者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第3号イ(1)の規定にかかわらず、当該埋立処分を行うことができる。 なお、特例措置の実施にあたっては、その受け皿となる最終処分場（地中空間）の維持管理について、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第10号ロに規定する地下水等検査の検査頻度を3月に1回以上とすることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1308
特定事業の名称	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の7
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第6条の5第1項第1号の規定によりその例によることとされた令第4条の2第1号ハただし書の規定による環境省令で定める場合は、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第3号に規定する移送取扱所において収集又は運搬する場合とする。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域内において、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして、異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混合しないこと、パイプラインから廃棄物が飛散し、流出し又は悪臭が漏れるおそれがないこと及び石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等防災計画が作成された区域内にパイプラインが設置されるものであることを満たすと認め、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1310
特定事業の名称	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第3項 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第3条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	ノヤギは狩猟鳥獣に定められていない。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域（以下「特区」という。）内において、地域の特性に応じた肉などの利用や農林水産業、生態系等に係る被害の防止などの目的でノヤギの捕獲等を行う必要があり、当該特区において、ノヤギのみを捕獲等するために必要な措置を実施していると認めて、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区内のノヤギについて、狩猟鳥獣とみなし、狩猟による捕獲等ができることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注) 「市町村」には、特別区を含む。

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
102	まちづくり交通安全対策事業	市町村や所轄警察署のほか地域住民、事業者等からなる地域参加型の協議会が策定したまちづくりの計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「まちづくり交通安全対策事業」に係る特例措置の全国的な実施について（平成18年3月24日付け警察庁丁規発第27号）	平成18年3月24日実施（措置済）	警察庁
103	ロボット公道実験円滑化事業	歩行型・移動型ロボットの実証実験が道路使用許可の対象行為であることを明確化する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ、全国展開を行う。	ロボットの公道実験に係る道路使用許可の取扱いについて（平成18年1月23日付け警察庁丁規発第3号）	平成18年1月23日実施（措置済）	警察庁
104	公共交通利用促進事業	地方公共団体や所轄警察署のほか、地域住民、バス・タクシー・軌道事業者等からなる地域参加型の協議会が策定した公共交通機関等の利用促進のための計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	交通局交通規制課長から各道府県警察本部長等あてに通達を发出することで対応予定	平成22年度中に措置	警察庁
201	国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼業事業	地方公共団体が、その設定する特区内に存する国立大学等（人事院規則14-17に基づく国立大学及び特定試験研究機関等をいう。）の国立大学教員等（人事院規則14-17に基づく国立大学教員又は研究職員をいう。以下、この欄において同じ。）が技術移転兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該国立大学教員等が技術移転兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ技術移転兼業の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。	一部	国立大学教員については、平成16年4月の国立大学法人化に伴い、国家公務員でなくなり、国家公務員法の適用対象から外れることから、勤務時間内技術移転兼業は、各法人の判断により行うことができる。	国立大学法人法（平成15年法律第112号） 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）	平成16年4月1日施行（措置済）	文部科学省【人事院】
202	国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業	地方公共団体が、その設定する特区内に存する国立大学等（人事院規則14-18に基づく国立大学及び試験研究機関等をいう。）の国立大学教員等（人事院規則14-18に基づく国立大学教員又は研究職員をいう。以下、この欄において同じ。）が研究成果活用兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該国立大学教員等が研究成果活用兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ研究成果活用兼業の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。	一部	国立大学教員については、平成16年4月の国立大学法人化に伴い、国家公務員でなくなり、国家公務員法の適用対象から外れることから、勤務時間内研究成果活用兼業は、各法人の判断により行うことができる。	国立大学法人法（平成15年法律第112号） 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）	平成16年4月1日施行（措置済）	文部科学省【人事院】
203	国立大学教員等の勤務時間内監査役兼業事業	地方公共団体が、その設定する特区内に存する国立大学等（人事院規則14-19に基づく国立大学及び試験研究機関等をいう。以下、この表において同じ。）の国立大学教員等（人事院規則14-19に基づく国立大学教員又は研究職員をいう。以下、この欄において同じ。）が監査役兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該国立大学教員等が監査役兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ監査役の職務の遂行に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。	一部	国立大学教員については、平成16年4月の国立大学法人化に伴い、国家公務員でなくなり、国家公務員法の適用対象から外れることから、勤務時間内監査役兼業は、各法人の判断により行うことができる。	国立大学法人法（平成15年法律第112号） 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）	平成16年4月1日施行（措置済）	文部科学省【人事院】
301	預金取扱金融機関による営業用不動産の有効活用事業	特区において地域の活性化のための現に有効活用したいという案件がある場合には、金融庁において特に当該事業に係る照会の優先処理を行う。	全部	事務ガイドライン(当時)の改正により、預金取扱金融機関が営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図る。	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	平成15年6月30日実施（措置済）	金融庁
302	営利を目的としない法人による前払式証券発行特例事業	営利を目的としない法人が「地域通貨」を発行する場合に、前払式証券の規制等に関する法律の事前登録要件のうち資本要件を課さないこととする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	前払式証券の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第27号）	平成19年3月29日施行（措置済）	金融庁
401	住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事業	住民票の写しの自動交付機について、市町村の自主的な判断による設置を可能にする。	全部	住民票の写しの自動交付機の設置のための既存の通知を見直して、新たな通知により住民票の写しの自動交付機の設置に際しての個人情報保護のためのセキュリティ基準を定める。その際、①新たな基準と同等の水準を確保するなら、市町村の判断により住民票の写しの自動交付機を設置して差し支えないこと②事後届出にすることを新たな通知に明記する。	住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策等について（平成17年3月28日付総行市第249号）	平成17年3月28日実施（措置済）	総務省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
402	印鑑登録証明書の自動交付機の設置場所拡大事業	印鑑登録証明書の自動交付機について、市町村の自主的な判断による設置を可能にする。	全部	印鑑登録証明書の自動交付機の設置のための既存の通知を見直し、新たな通知により印鑑登録証明書の自動交付機の設置に際しての個人情報保護のためのセキュリティ基準を定める。その際、①新たな基準と同等の水準を確保するなら、市町村の判断により印鑑登録証明書の自動交付機を設置して差し支えないこと②事後届出にすることを新たな通知に明記する。	住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策等について（平成17年3月28日付総行市第249号）	平成17年3月28日実施（措置済）	総務省
403	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業	土地開発公社が所有する特区内造成地について、事業用借地権を設定し、業務施設等の用に供するために賃貸することを可能にする。	全部	土地開発公社が所有する造成地について、事業用借地権を設定し、業務施設等の用に供するために賃貸することを可能にする。	公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第407号）	平成16年12月22日施行（措置済）	総務省 国土交通省
404	地方公共団体による専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業	地方公共団体が専ら卸電気通信役務を提供しようとする場合において、内閣総理大臣の認定を申請しその認定を受けたときは、電気通信事業法第9条の規定に基づく事業許可を受けたものとみなし、同法第39条の5第1項の規定に基づく卸役務の提供に係る届出を不要とする。	全部	電気通信事業の許可制及び卸電気通信役務の提供に係る届出制等を廃止する。	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）	平成16年4月1日施行（措置済）	総務省
405	空中線利得を増大した5GHz帯無線アクセスシステムの導入事業	5GHz帯無線アクセスシステムの無線局免許に当たり、アンテナの送受信能力（空中線利得）の上限を引き上げる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）を改正する省令（平成17年総務省令第84号）	平成17年5月16日施行（措置済）	総務省
406	電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業	無線アクセスシステムの無線局免許について、電気通信事業者以外にも個別に付与する。	全部	（5GHz帯無線アクセスシステム）無線アクセスシステムの無線局免許について、免許制に代わり登録制を導入し、電気通信事業者以外への参入要件を緩和する。（22/26/38GHz帯無線アクセスシステム）特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）の一部を改正する省令（平成17年総務省令第82号）無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）を改正する省令（平成17年総務省令第84号）周波数割当計画（平成12年郵政省告示第746号）の一部を変更する件（総務省告示第572号）	平成17年5月16日施行（措置済）	総務省
407	農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業	農家民宿について、誘導灯及び誘導標識に関する規定を適用除外する等、消防用設備等に関する消防法令の規定の適用を柔軟に行う。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	「農家民宿に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」（平成16年12月10日付消防予第234号）	平成16年12月10日実施（措置済）	総務省
408	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業	石油コンビナート等特別防災区域における施設地区の配置、特定通路の幅員、通路の配置及び形状等の基準について、同等の安全性が確保される代替措置を講ずることにより、適用除外にする。	全部	規制の特例措置を全国展開するにあたっては、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令において、事業所ごとの状況に応じた設備の配置が可能となるよう、いわゆる「特認制度」を盛り込む。また、地方分権を推進する観点から、地方公共団体が特例内容に係る安全性の判断に事前に関与できるよう措置する。	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令（平成17年総務省・経済産業省令第2号）	平成17年3月31日公布・施行（措置済）	総務省
410	国内衛星の地上での無線通信免許手続簡素化事業	ロケット打ち上げ射場における国内衛星の打ち上げ前の機能確認に係る無線局免許手続について、人工衛星の無線局免許手続を省略するとともに、地上実験設備（無線局）についてはロケット打ち上げ計画に沿った長期使用を可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	電波法関係審査基準の一部を改正する訓令（平成17年10月31日総務省訓令第57号）	平成17年10月31日施行（措置済）	総務省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
411	劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用事業	<p>特区内において、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）別表第1（1）項イに掲げる劇場等を設ける場合、当該区域の消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長の政令第32条に基づく判断に当たってのガイドラインとして、次の要件を満たす場合には、当該劇場等の避難階における避難口に関して誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に係る政令第26条の規定を適用しないことができること等について、通知により示すこととする。</p> <p>【要件】次の1. から5. までの条件に該当するもの</p> <p>1. 当該避難階の床面積が500平方メートル以下であり、かつ、客席部の床面積が150平方メートル以下であること。</p> <p>2. 客席部に直接面する避難口を二以上有し、当該避難口が客席の各部分から容易に見通し、かつ、識別できるとともに、歩行距離20メートル以下であること。</p> <p>3. 劇場等の屋外に避難した在館者が、当該劇場等の開口部から3メートル以内の部分を通ることなく安全な場所に避難できること。</p> <p>4. 火災時に自動火災報知設備の感知器の作動と連動し、手動でも直ちに点灯することができ、かつ、出入口を十分な明るさで照らすことのできる照明器具（非常電源付）を避難口すべてに設置するとともに、上映中は当該避難口に係員を常駐させること。</p> <p>5. 上映前等に、係員から在館者に対して避難口の位置等に関する案内説明を行うこと。</p>	全部	<p>特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）を改正することにより、全国展開を行う。</p> <p>なお、左記の要件については、係員の常駐、係員からの説明等を見直すこととする。</p>	消防法施行規則の一部を改正する省令（平成20年総務省令第55号）	平成20年4月30日施行（措置済）	総務省
501, 502, 503	外国人研究者受入れ促進事業	外国人研究者の在留期間の上限を3年間から5年間に伸長する。この際、研究成果を活用した事業を運営する活動を行う場合に在留資格変更許可を不要とする。	全部	<p>必要最小限の弊害の予防措置を講じた上で、下記の措置を講ずる。</p> <p>1. 特定の研究施設において特定の分野に関する研究業務に従事する外国人について、併せて当該特定の分野に関する研究の成果を利用して行う事業を自ら経営する活動を行うことを可能とする。</p> <p>2. 当該外国人に係る在留期間の上限を3年から5年へ伸長する。</p> <p>3. 当該外国人について、在留資格「研究」に係る学歴・実務経験の要件の緩和及び在留資格「投資・経営」に係る投資要件・実務経験要件の緩和を行う。</p>	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成18年5月24日法律第43号）	平成18年11月24日施行（措置済）	法務省
507	外国人情報処理技術者受入れ促進事業	外国人情報処理技術者の在留期間の上限を3年間から5年間に伸長する。	全部	本特例措置により実現している内容を確保するとともに、弊害の予防措置を講じた上で全国展開を図るものとする。なお、弊害の予防措置を付加する場合には、必要最小限のものとする。	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成18年5月24日法律第43号）	平成18年11月24日施行（措置済）	法務省
508	夜間大学院留学生受入れ事業	夜間において授業を行う大学院の研究科で教育を受ける留学生について、「留学」の在留資格を付与するとともに、週28時間以内の包括的な資格外活動の許可を与えることとする。	全部	本特例措置により実現している内容を確保するとともに、弊害の予防措置を講じた上で全国展開を図るものとする。なお、弊害の予防措置を付加する場合には、必要最小限のものとする。	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成18年法務省令第29号）	平成18年3月30日施行（措置済）	法務省
509	外国企業支店等開設促進事業	地方公共団体等が外国企業に対し支店等の施設を提供する場合に、本邦における事業所としての拠点確保が確実であることとみなして、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	入国・在留審査要領（平成17年7月26日付け法務省管第3260号）	平成17年9月1日施行（措置済）	法務省
510	特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業	刑事施設における施設の警備や受刑者の処遇の一部を、一定の要件を満たす民間事業者へ委託することを可能とする。	全部	刑事施設における収容及び処遇に関する事務について、全国の刑事施設で官民競争入札又は民間競争入札による民間事業者への委託を可能とする。	構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第33号）	平成21年5月1日施行（措置済）	法務省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
511・ 929	特定刑事施設における 病院等の管理の委託促 進事業	刑事施設の病院等の管理を公的医療機関に委託することを可能とする。なお、 その際に地域住民に医療を提供することを可能とする。	全部	刑事施設における病院等の管理委託について、平成19年12月の労働者派遣法施行令等の改正に伴い、一定の要件の下にへき地以外への医師の労働者派遣が可能となったことを踏まえ、医師の労働者派遣の仕組みを柔軟に活用することなどにより全国展開を行う。	構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第33号）	平成21年5月1日施行（措置済）	法務省 厚生労働省
601	短期滞在査証の発給手 続の簡素化事業	島嶼を訪問する韓国からの団体観光客又は修学旅行生の引率者について、短期滞在査証の発給において必要とされる在職証明書等の職業関係書類又は住民登録証明書の提出を不要とする。	全部	特区における規制の特例措置の全国展開を行うとしていたところ、韓国人に対する短期滞在査証免除を期間限定なしに実施することにより、特区における規制の特例措置の全国展開の意義をすべて満たす措置を講ずる。	韓国政府に対する通告（平成18年2月13日付け在大韓民国日本国大使館から大韓民国外交通商部あての口上書）	平成18年3月1日実施（措置済）	外務省
602	数次短期滞在査証の発 給手続の簡素化事業	公共性の強いプロジェクトに関連するロシア人の査証申請については、地方公共団体の長等が身元保証する場合に本省経伺を要しないこととする。また、この場合にFAXによる査証申請を認める。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	外務大臣から在外公館長あてに通達を发出済	平成18年1月1日実施（措置済）	外務省
701	臨時開庁手数料の軽減 による貿易の促進事業	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料について、半額とする。	全部	手数料の額は、臨時開庁に要する経費を勘案して定めるという基準を原則とし、規制の特例措置は国際物流の効率化策の効果が得られる場合には例外として2分の1としている。 このため、全国展開に際し、国際物流の効率化策の効果が得られる場合など一定の適用要件を設ける。	関税定率法等の一部を改正する法律（平成17年法律第22号）	平成17年4月1日施行（措置済）	財務省
702	税関の執務時間外にお ける通関体制の整備に よる貿易の促進事業	臨時開庁申請が確実に見込める時間帯において、特区内の官署にあらかじめ職員を常駐させる。	全部	全国展開に際し ①執務時間外の通関体制整備を図る官署にあっては、通関需要の多い時間帯（例えば、臨時開庁申請が1時間当たり1件以上）にはあらかじめ職員を常駐させるとともに、それ以外の時間帯には個々の申請に応じて必ず所要の職員を配置できる体制とする。また、それ以外の官署にあっては、執務時間外の通関需要に的確に対応する。 ②通関需要の見極めを行う。それに対応するに際しては、執務時間外の通関体制整備を図る官署において、臨時開庁申請が1時間当たり1件を大きく下回らない程度（2分の1程度）を継続してあらかじめ常駐させる時間帯の目安とするとともに、実績のみではなく、臨時開庁申請件数の増加に直接結びつく新たな航路の就航、コンテナゲートのオープンなど、近い将来臨時開庁申請が1時間当たり1件程度確実に見込める時間帯が生じる場合には、その見込みに基づき、その時間帯の通関体制を整備する。	税関の執務時間外における通関体制の整備について（平成17年6月15日付け財関第771号）	平成17年7月1日施行（措置済）	財務省
703	民間事業者等による総 合保税地域における一 団の土地等の所有又は 管理事業	地方公共団体が、道路、港湾、空港等の交通施設の整備の状況からみて、民間事業者の能力を一層活用して総合保税地域の設置及び運営を促進することにより、貨物の流通が相当程度増進される地域と認めて申請した特区においては、地方公共団体等の出資比率要件を充足しない法人のうち構造改革特別区域計画に特定事業の実施主体として定められたものに対しても許可を行うことを可能とする。	全部	民間事業者等が総合保税地域における一団の土地等を所有又は管理する際の地方公共団体等の出資比率要件を撤廃する。	関税定率法等の一部を改正する法律（平成16年法律第15号）	平成16年4月1日施行（措置済）	財務省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
704	国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業	特区内に所在する国の試験研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行うとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、国有財産法施行令第11条第12号に規定する財務大臣が定める場合に該当するものとし、当該施設を所管する各省各庁の長は、国有財産法第14条第7号の規定に基づく財務大臣への協議を要しないこととする。	全部	国の試験研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行うとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、国有財産法施行令第11条第12号に規定する財務大臣が定める場合に該当するものとし、当該施設を所管する各省各庁の長は、国有財産法第14条第7号の規定に基づく財務大臣への協議を要しないこととする。	「国有財産法施行令第11条第12号の規定による財務大臣が定める協議を要しない場合について」通達の一部改正等について（平成16年4月16日付財理第1509号）	平成16年4月16日実施（措置済）	財務省
705	国の試験研究施設の使用の容易化事業	特区内に所在する国の試験研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行うとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、当該施設の使用が産学官連携の促進に資するものであると当該施設を所管する各省各庁の長が認めるときは、昭和33年1月7日付蔵管第1号「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」通達1の（9）のイにかかわらず、国以外の者による国の試験研究施設の使用を許可することができることとする。	全部	国の試験研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行うとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、当該施設の使用が産学官連携の促進に資するものであると当該施設を所管する各省各庁の長が認めるときは、国以外の者による国の試験研究施設の使用を許可することができることとする。	「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」通達の一部改正等について（平成16年4月16日付財理第1510号）	平成16年4月16日実施（措置済）	財務省
706	距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業	保税蔵置場の距離基準については、管轄の税関官署からおおむね25キロメートル以内の場所にあることが要件とされているが、その距離をおおむね100キロメートル以内に延長する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「関税法基本通達の一部改正等について」（平成17年4月27日付け財関第564号）	平成17年5月2日施行（措置済）	財務省
802	構造改革特別区域研究開発学校設置事業	学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定等、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。	全部	1. 特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ全国展開を行う。 2. 1. の要件については、地方公共団体の主体的な判断に基づきつつ、規制所管省庁の関与は、憲法、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領上の観点並びに児童又は生徒の教育上適切な配慮の観点から必要最小限のものとする。	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第5号）及び学校教育法施行規則第55条の2等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成20年文部科学省告示第30号）等	平成20年4月1日施行（措置済）	文部科学省
803 (818)	不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業	不登校児童生徒及び不登校状態の生徒を対象とした学校において、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。	全部	1. 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 2. 1. の要件については、地方公共団体の主体的な判断に基づきつつ、規制所管省庁の関与は、憲法、教育基本法及び学校教育法上の観点から必要最小限のものとする。	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部を改正する省令（平成17年文部科学省令第38号）	平成17年7月6日施行（措置済）	文部科学省
804	高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業	他の高等学校や中等教育学校の後期課程に修得した単位を高等学校の単位数に互換できる単位数の上限を、20単位から36単位に引き上げる。	全部	1. 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 2. 1. の要件適合性については、地方公共団体が判断するものとする。	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部を改正する省令（平成17年文部科学省令第16号）	平成17年4月1日施行（措置済）	文部科学省
805	IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業	地方公共団体等がIT等を活用して提供する学習活動を、不登校児童生徒が教育支援センターや自宅等で行う場合に、当該学習について、指導要録上出席扱いとし、また、成果を評価に反映する。	全部	1. 特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ全国展開を行う。 2. 1. の要件適合性については、地方公共団体が判断するものとする。	「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（17文科初第437号）	平成17年7月6日実施（措置済）	文部科学省
806	三歳未満児に係る幼稚園入園事業	幼稚園に入園できる時期を、満3歳からとしているところを、満3歳に達する年度の当初とする。	全部	幼児の発達段階の特性を踏まえ、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかわりに重点を置いた形態で2歳児を受け入れることにより、全国展開を行う。なお、指導上の留意事項については、新たな規制の付加とならないようにする。	「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」（18文科初第1275号）	平成19年3月31日実施（措置済）	文部科学省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
807	幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業	幼稚園の教諭の専任規定にかかわらず、幼稚園の学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない同年齢帯の幼児の教育・保育活動への参加を可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）の一部を改正する省令（平成17年文部科学省令第35号）	平成17年5月13日施行（措置済）	文部科学省
808	市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化事業	市町村教育委員会が、教員免許を有しない者を、特別免許状の授与を前提として、市町村費負担教職員として任用しようとする場合において、特別免許状授与のために都道府県教育委員会が行う学識経験者の意見聴取について、市町村及び都道府県が聴取内容、必要書類及び手続についてあらかじめ協議して定めておくことにより、機動的な実施を可能にし、免許状授与手続の迅速化を図ることとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化及び免許状授与手続の簡素化事業の取扱いについて」（18文科初第22号）	平成18年4月1日実施（措置済）	文部科学省
809	市町村採用教員に係る免許状授与手続の簡素化事業	市町村教育委員会が、教員免許を有しない者を市町村費負担教職員として任用しようとする場合において、当該市町村が行う採用選考と免許状授与のために当該市町村を包括する都道府県教育委員会が行う教育職員検定に必要な書類・手続について、あらかじめ市町村及び都道府県が協議・連携し、統一化・簡素化しておくことにより、免許状授与手続の簡素化を図ることとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化及び免許状授与手続の簡素化事業の取扱いについて」（18文科初第22号）	平成18年4月1日実施（措置済）	文部科学省
810	市町村費負担教職員任用事業	教職員の給与を都道府県が負担することとする規定の例外を設け、市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用を制度化する。	全部	教職員の給与を都道府県が負担することとする規定の例外を設け、市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用を制度化する。その際、市町村の人事上の自由度を拘束するような条件を付加しない。	国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第18号）	平成18年4月1日施行（措置済）	文部科学省
812	校舎面積基準の引き下げによる大学院設置事業	地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があつて、大学院の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、校舎面積を減らすことができるようにする。	全部	大学院大学について、定量的な校地面積基準を撤廃する。	学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第15号）	平成15年4月1日施行（措置済）	文部科学省
813	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	地方公共団体が、その設定する特区内に科学技術研究の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該機関が行う特定分野に関する研究の状況が一定の条件に適合するものとして内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該機関の試験研究施設を国以外の者が廉価使用する際の対象範囲を拡大するとともに、その要件を緩和する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 （なお、本特例の実施に伴う手続を定める815の特例は、本特例の全国展開に伴い、その一環として削除する。）	研究交流促進法（昭和61年法律第57号）及び特定放射施設等の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）の一部を改正する法律（平成18年法律第37号）	平成18年7月1日施行（措置済）	文部科学省
814	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	地方公共団体が、その設定する特区内に科学技術研究の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該機関が行う特定分野に関する研究の状況が一定の条件に適合するものとして内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該機関の試験研究施設を国以外の者が廉価使用する際の対象範囲を拡大するとともに、その要件を緩和する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 （なお、本特例の実施に伴う手続を定める815の特例は、本特例の全国展開に伴い、その一環として削除する。）	研究交流促進法（昭和61年法律第57号）及び特定放射施設等の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）の一部を改正する法律（平成18年法律第37号）	平成18年7月1日施行（措置済）	文部科学省
819	構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業	構造改革特別区域研究開発学校において特別の教育課程を編成し、所属学年以外の学年用教科書を使用する場合は、上学年の教科書を下学年の児童生徒に無償給与することを可能とする。	全部	本特例措置の適用の前提となる構造改革特別区域研究開発学校設置事業の全国展開を踏まえ、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	「平成20年度における義務教育諸学校用教科書の無償給与事務について」（19初教科第25号の2）	平成20年3月31日実施（措置済）	文部科学省
820 (801-2)	校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業	地方公共団体が教育上又は研究上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄附行為の認可に当たり、大学等の校地・校舎については自己所有を求めないものとする。	全部	規制所管省庁において、学校経営の継続性・安定性を確保する観点から財産的基礎の保有及び継続的使用の確保等について、校地校舎の自己所有に代わる最小限の代替措置を講じた上で、平成19年度の設置認可申請手続が可能となるよう平成18年度中に全国展開を行う。	「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について」（18文科高第756号）	平成19年3月28日実施（措置済）	文部科学省
821 (801-1)	校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業	地方公共団体が教育上又は研究上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄附行為の認可に当たり、大学等の校地・校舎については自己所有を求めないものとする。	全部	規制所管省庁において、学校経営の継続性・安定性を確保する観点から財産的基礎の保有及び継続的使用の確保等について、校地校舎の自己所有に代わる最小限の代替措置を講じた上で、平成19年度の設置認可申請手続が可能となるよう平成18年度中に全国展開を行う。	学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の全部を改正する件（平成19年文部科学省告示第41号） 学校設置会社が大学、短期大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは短期大学若しくは高等専門学校の学科を設置する場合の当該大学等の経営に必要な財産等に関する審査基準の全部を改正する件（平成19年文部科学省告示第42号）	平成19年4月1日施行（措置済）	文部科学省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
823	幼稚園と保育所の保育室の共用化事業	「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」に基づき設置された施設において、一定の要件を満たす場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することができる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて」（17文科初第262号）	平成17年5月13日実施（措置済）	文部科学省
824	高等学校等における外国留学時認定可能単位数拡大事業	校長が、外国の高等学校における履修を国内の高等学校等における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定できるとしている制度について、地方公共団体が、教育上特に配慮が必要な事情があるとして認定可能単位数の上限拡大について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、36単位までの単位認定を可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。	学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第8号）	平成22年4月1日施行（措置済）	文部科学省
826	高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会拡大事業	地方公共団体が、教育上特に配慮が必要な事情があると認めた場合、高等学校等の全日制課程に在籍する不登校状態にある生徒に対して、卒業に必要な単位数のうち20単位を上限として、通信制課程における教育課程の特例を適用して、多様なメディアを利用して行う学習を取り入れることができる。	全部	教職員の適正な配置等の教育環境の整備等について適切に配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ、認定を行うことができる単位数の上限を36単位とし、全国展開を行う。併せて、定時制課程においても、通信の方法を用いた教育による単位の修得の認定を行うことを可能とする。	「高等学校の全日制課程及び定時制課程における不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育による単位認定について」（20文科初第8077号）	平成21年3月31日実施（措置済）	文部科学省
827	就学時健康診断の実施期限の延長	現行では、就学時の健康診断の実施期限は11月30日であるが、特区内の市町村から他の特区外の市町村に転居した子どもに不利益が生じないよう留意しつつ、12月31日までの適切な時期とする。	全部	就学時の健康診断について11月30日までにを行うことが原則であるが、通学区域の弾力的な運用を行う場合で、学校の就学時の健康診断を12月1日以降に実施することが必要であり、かつ、次の各号のいずれの条件も満たすものである場合には、12月31日までの適切な時期に実施することができるものとする。 ①盲・聾・養護学校に就学することが適当であると認める者の氏名及び盲・聾・養護学校に就学させるべき旨の通知を12月31日までに都道府県の教育委員会が受けられること ②12月中に他の市町村に転居する子どもについて学校保健法第4条に規定する健康診断及び同法第5条に規定する措置が適切に行われること	学校保健法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第142号）	平成16年4月1日施行（措置済）	文部科学省
831	保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業	幼稚園と保育所の保育室を共用化する幼稚園においては、幼稚園設置基準別表第1に定める園舎の面積及び別表第2に定める運動場の面積について、幼稚園と保育所との共用部分全体を含めて計算することができるものとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）の一部を改正する省令（平成17年文部科学省令第35号）	平成17年5月13日施行（措置済）	文部科学省
833	校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業	教育上の特段のニーズに対応した教育を行う専修学校等を設置するに当たり、所轄庁である都道府県知事が認める場合に、校地・校舎の自己所有を求めないものとする。	全部	安定性・継続性確保等に関する一部地方公共団体の懸念について適切に配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。	「校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業の全国展開について」（19文科生第460号）	平成19年12月25日実施（措置済）	文部科学省
902	島嶼部の市町村による公共職業安定所への取次ぎ事業	厚生労働大臣の定める特例の対象となる島嶼部の基準（求人・求職活動の円滑化を図ることが必要な島嶼部であって、かつ当該島嶼部内のいずれかの地域（市町村）の最も人口が多い地区から、船舶、バス等公共の交通機関を利用して管轄公共職業安定所に通所する場合の往復に要する時間が通常6時間以上であること）に適合する島嶼部内の地域（市町村）が特区の認定を受けた場合、当該市町村長による公共職業安定所の求人・求職の取次ぎ事務を可能とする。	全部	左記と同様の島嶼部の基準に適合する地域を含む島嶼部を管轄する市町村長が申し出た場合には、厚生労働大臣が当該島嶼部を「公共職業安定所との交通が不便であるため当該公共職業安定所に直接求人又は求職を申し込むことが困難であると認められる地域」（職業安定法第11条第1項）として指定し、当該島嶼部を管轄する市町村長が求人及び求職の申込みを公共職業安定所に取次ぎ事務を行うことを可能とする。	島嶼部の市町村に係る職業安定法第11条第1項の規定に基づく指定の取扱いについて（平成16年3月22日付職発第0322002号）	平成16年4月1日実施（措置済）	厚生労働省
903	官民共同窓口の設置による職業紹介事業	公共職業安定所と民間職業紹介機関が共同窓口を設置する場合に、求職情報及び求人情報を共有化することが守秘義務規定に抵触しないことを明確化する。	全部	公共職業安定所と民間職業紹介機関が共同窓口を設置する場合に、必要最小限の個人情報漏えいを防止するための措置を講じたうえで、求人・求職情報を相互に連絡・回付することが守秘義務規定に抵触しないことを通達により明確化する。	地方公共団体の設置する官民共同窓口について（平成17年3月24日付職発第0324001号）	平成17年3月31日実施（措置済）	厚生労働省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
904	地方公共団体によるキャリア形成促進助成金の申請事務代行事業	地域の特色を活かした独自の人材育成計画を有する地方公共団体において、当該地方公共団体の認定した教育訓練に係るキャリア形成促進助成金の受給に関して、事業内職業能力開発計画に基づく年間職業能力開発計画の作成や支給窓口（雇用・能力開発機構）による内容照会への対応を含む申請事務を一括して無償で代行することを可能とする。	全部	地方公共団体が地域における人材育成計画等を策定し、当該職業訓練を行う事業主と同様に、適切に事業内訓練計画の策定等を行うことが可能である場合にあっては、当該地方公共団体によるキャリア形成促進助成金の申請事務の一括無償代行を可能とする。	地方公共団体によるキャリア形成促進助成金の申請事務代行の全国化について（平成16年4月1日付能発第0401010号・第0401011号）	平成16年4月1日実施（措置済）	厚生労働省
905	農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業	特区の認定を受けた地方公共団体においては、県立の農業大学校が、許可によらず、届出により無料職業紹介事業を実施できることとする。	全部	県立の農業大学校が、特区の認定を受けずとも、許可によらず、届出により無料職業紹介事業を実施できることとする。	農業者研修教育施設の長が行う無料職業紹介事業について（平成17年3月31日付職発第0331002号）	平成17年3月31日実施（措置済）	厚生労働省
906	指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業	知的障害者及び障害児が、指定通所介護事業所を、障害児が障害者デイサービス事業所を利用できるようにする。	全部	新制度において障害者及び障害児が指定通所介護事業所を、障害児が生活介護事業所を利用することを可能とし、全国展開する。	「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）	平成18年10月1日実施（措置済）	厚生労働省
907-2	地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業	地方公共団体が設置した特別養護老人ホームの管理の委託先として、株式会社等を認める。	全部	地方公共団体が設置した特別養護老人ホームについて、地方自治法上の指定管理者制度により、株式会社等がその管理を行うことが可能であること等を明確にするための通知を发出し、全国展開を行う。あわせて、全国都道府県課長会議やホームページなどを通じて、地方公共団体や事業者など関係者に対し、本通知の内容の周知を図る。	地方公共団体が設置する介護サービス提供施設における指定管理者制度の取扱いについて（平成19年3月30日付け老計発0330006号、老振発0330002号、老老発0330004号）	平成19年3月30日実施（措置済）	厚生労働省
908(912)	児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入事業	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設において、調理業務を担当する者を外部から派遣することを可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「構造改革特別区域における乳児院等における調理業務を担当する者の外部からの派遣の全国展開について」（平成18年3月17日雇児発第0317001号）	平成18年4月1日施行（措置済）	厚生労働省
909(917)	障害児施設における調理業務の外部委託事業	知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設において、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について」障発第0331011号平成18年3月31日	平成18年3月31日施行（措置済）	厚生労働省
911-1	ボイラー及び第一種圧力容器における開放検査周期の延長事業	ボイラー等の開放検査の周期について、最長4年に1度としているものを、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保される場合には、これらの開放検査の周期の延長を可能とする。	全部	ボイラー等の開放検査の周期について、ボイラー等の運転実績、経年損傷の防止対策、余寿命の評価等に係る要件を満たす場合に、最長8年に1度とする。	「ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について」（平成20年3月27日付け基発第0327003号）	平成20年4月1日施行	厚生労働省
913	保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認事業	他施設の統廃合等を要因として私的契約児を現行の定員を超えて受け入れる場合には、保育所の定員の改定を行うことを可能とする。	全部	認定こども園制度により全国展開を図ることとし、規制所管省庁は、本特例措置の内容が認定こども園制度によって実現できることについて周知・徹底を図る。なお、現在本特例措置の活用をしている地域について、規制所管省庁は、各施設が認定こども園へ円滑に移行できるよう制度の周知等を図るとともに、認定こども園に移行するまでの間本特例措置で実施している取組を引き続き行うことができるよう措置する。	保育所における私的契約児の弾力的な受け入れに係る取扱いについて（平成19年3月30日付雇児発第0330032号）	平成19年3月30日実施（措置済）	厚生労働省
914	保育所における保育所児と幼稚園児の合同活動事業	共用化指針に基づき設置された施設では、定員の範囲内で、保育所の保育室において保育所児と幼稚園児を合同で保育することを認める。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて」（平成17年5月13日付け17文科初第262号・雇児発第0513003号）	平成17年5月13日実施（措置済）	厚生労働省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
915	耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業	地方公共団体が、平屋建ての社会福祉施設等について、スプリンクラーの設置等の要件を満たし、かつ、専門家等の意見聴取を行うことにより、必要な安全性を有すると総合的に判断した場合には、耐火及び準耐火建築物の規定を適用しないことができる。	全部	本特例措置により実現している内容を確保する。なお、弊害の予防措置については、その要件を明確化し、必要最小限のものとする。	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第33号） 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号） 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第38号） 「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第57号） 「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第76号） 「通知により措置された構造改革特別区域における「耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業」の全国展開について」（平成18年3月31日老発第0331004号）	平成18年4月1日施行（措置済）	厚生労働省
916	保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業	市町村の権限に属する保育の実施に係る事務を、当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律	平成17年4月1日施行（措置済）	厚生労働省
918	人員及び設備要件を緩和した単独型児童短期入所事業	児童短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。	全部	単独型児童短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。	身体障害者、知的障害者及び障害児に係る単独型短期入所事業等について（平成16年3月29日付障発第0329003号）	平成16年4月1日実施（措置済）	厚生労働省
919	知的障害者通所更生施設における身体障害者の受入事業	知的障害者通所更生施設は、18歳以上の知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行うことを目的とする施設とする。	全部	障害者自立支援法では、3障害一元化を図っており、障害の区別なくサービスを受けることができることを可能としていることから、10月1日より施行の新体系において全国展開する。	障害者自立支援法（平成17年法律第123号）	平成18年10月1日施行（措置済）	厚生労働省
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	地方公共団体が、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合には、公立保育所は、給食の外部搬入を行うことができる。	一部	3歳以上児に対する給食については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 なお、併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重要性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るための好事例集・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングしていく。	児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第75号） 保育所における食事の提供について（平成22年6月1日雇児発0601第4号）	平成22年6月1日施行（措置済）	厚生労働省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
921	幼稚園と保育所の保育室の共用化事業	「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」に基づき設置された施設において、要件を満たす場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することができる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて」（平成17年5月13日付け17文科初第262号・雇児発第0513003号）	平成17年5月13日実施（措置済）	厚生労働省
922	救護施設の定員要件の引下げ	社会的入院患者等の受入先を確保するため、小規模な救護施設の整備が必要とされる場合には、現行50人以上とされている救護施設の定員要件を30人以上に引き下げる。	全部	現行50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならないとされている救護施設、更生施設及び宿所提供施設の規模を、30人以上の人員を入所させることができる規模とすることができることとする。	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第48号）	平成16年4月1日施行（措置済）	厚生労働省
923	身体障害者短期入所事業の実施施設の拡大	身体障害者短期入所事業について、夜間に当該事業所の実情に応じた適当数の従業者を配置し、居室、浴室及び洗濯室を設けることにより、利用者に対する必要な保護を行うことが可能な場合には、身体障害者通所授産施設においても実施を可能とする。	全部	単独型身体障害者短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。	身体障害者、知的障害者及び障害児に係る単独型短期入所事業等について（平成16年3月29日付障発第0329003号）	平成16年4月1日実施（措置済）	厚生労働省
924	人員及び設備要件を緩和した単独型知的障害者短期入所事業の容認	知的障害者短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。	全部	単独型知的障害者短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。	身体障害者、知的障害者及び障害児に係る単独型短期入所事業等について（平成16年3月29日付障発第0329003号）	平成16年4月1日実施（措置済）	厚生労働省
925	月額単位を適用した施設訓練等支援事業	施設訓練等支援費について、月額単位で算定することとされているが、利用者のニーズに応じた複数のサービスを柔軟に提供できるように、月額単位で算定することを可能にする。	全部	新制度においては、施設訓練等支援費を月額単位で算定する。	「身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第210号） 「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第211号）	平成18年4月1日施行（措置済）	厚生労働省
926	月額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業	知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費について、月額単位で算定することとされているが、利用者のニーズに応じた複数のサービスを柔軟に提供できるように、月額単位で算定することを可能とする。	全部	新制度においては、共同生活援助に係る介護給付・訓練等給付（平成18年3月31日まではそれぞれ知的障害者地域生活援助、居宅生活支援費）を月額単位で算定する。	「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第169号）	平成18年4月1日施行（措置済）	厚生労働省
927	市町村による狂犬病予防員任命事業	狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、犬の抑留事務等を市町村が行うことを可能にする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）を改正することで対応予定	速やかに措置	厚生労働省
928	サテライト型居住施設設置事業	既存の特別養護老人ホームが入所定員を減らし、個室・ユニットケア型の施設となる等の要件を満たした上で、当該施設と密接な関係を確保しつつ、サテライト型居住施設を設置する場合には、当該サテライト型居住施設について、生活相談員などの人員基準や廊下幅などの設備基準の緩和を行う。	全部	本体施設の入所定員を減らすという要件を撤廃するとともに、サテライト型居住施設の機能訓練指導員、介護支援専門員等についてそれぞれ1名以上置かなければならないとしているところを、本体施設の職員により入所者の処遇が適切に行われと認められるときは、これを置かないことができるなど本特例措置で実現している内容を更に緩和した上で、全国展開を行う。	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号） 「構造改革特別区域における「サテライト型居住施設設置事業」の全国展開について」（平成18年3月31日社発第0331029号・老発第0331018号）	平成18年4月1日施行（措置済）	厚生労働省
930	サテライト型障害者施設設置事業	入所施設利用者の地域生活移行を進める観点から、グループホーム等への本来的な地域移行への段階的な形態となるよう、既存の施設との密接な連携のもと、小規模な障害者施設（以下「サテライト施設」という。）の設置を可能とする。	全部	新制度において設置が可能となる「ケアホーム」において、従来のサテライト施設で実施していた事業を行うことを可能とし、全国展開する。	「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）及び「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第172号）	平成18年10月1日施行（措置済）	厚生労働省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
931	入所定員を3人以上7人以下とする指定共同生活援助事業	障害者の地域生活を促進するため、住宅物件事情から、入居定員が4人以上7人以下とされている現行の指定共同生活援助事業（以下「グループホーム」という。）を実施することが困難な地域において、関係する都道府県と市町村の判断により、入居定員を3人以上7人以下とするグループホームを設置することを可能とする。	全部	最低定員（4人）については、事業者全体で満たせばよいこととし、一住居当たりの利用者は2人以上であればよいこととする。	「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）	平成18年10月1日施行（措置済）	厚生労働省
932	認知症対応型共同生活介護の短期利用事業	あらかじめ利用期間（退所日）を定めて認知症高齢者グループホームを利用することを可能とする。	全部	サービスの質の確保と利用者保護の観点から、①一定の研修を受けた職員が配置されていること、②グループホームの開所から3年以上が経過していること、という要件を設けた上で、全国展開を行う。	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）	平成18年4月1日施行（措置済）	厚生労働省
934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業	障害者又は障害児が、近隣において、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく生活介護等を利用することが困難な場合に、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。	一部	基準該当生活介護に限り、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第75号）	平成22年6月1日実施（措置済）	厚生労働省
1001	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業	農業生産法人以外の法人が、地方公共団体又は農地保有合理化法人から農地等を賃借できるようにする。	全部	弊害の発生を予防する措置を含め現行と同様の制度とし、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）	平成17年9月1日施行（措置済）	農林水産省
1002	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業	地方公共団体が、その設定する特区内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、特定事業の実施主体である地方公共団体及び農業協同組合以外の者が次に掲げる農地について行う賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定で、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」という。）第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものについては、これを同項に規定する特定農地貸付けとみなして、特定農地貸付法及び市民農園整備促進法の規定を適用する。 1. 特定事業の実施主体の所有に係る農地（実施主体が当該農地の適切な利用を確保する方法等について、認定を受けた地方公共団体と協定を締結しているものに限る。） 2. 特定事業の実施主体が地方公共団体又は農地保有合理化法人から特定事業の用に供すべきものとして使用賃借による権利又は賃借権の設定を受けている農地（実施主体が当該農地の適切な利用を確保する方法等について、認定を受けた地方公共団体及び特定事業対象農地貸付けを行う地方公共団体又は農地保有合理化法人と協定を締結しているものに限る。）	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）の一部を改正する法律（平成17年法律第52号）	平成17年9月1日施行（措置済）	農林水産省
1005	農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業	農業生産法人が農業関連事業として行うことができる事業の範囲に農業体験施設の運営や農業体験のための民宿業等を追加する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）等の一部を改正する省令（平成17年農林水産省令第93号）	平成17年9月1日施行（措置済）	農林水産省
1006	農地又は採草放牧地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業	農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限面積要件を、10アール以上でより地域の実情に応じて設定できるようにする。	全部	現行と同様の制度とし、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）等の一部を改正する省令（平成17年農林水産省令第93号）	平成17年9月1日施行（措置済）	農林水産省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1007	特定漁港施設運営高度化推進事業	漁港管理者が選定した民間事業者が、水産物に係る衛生管理の方法の改善等漁港施設の機能の高度化を図る場合に、当該事業者に対し行政財産である漁港施設の貸付けを可能とする。	全部	国の関与については必要最小限のものにするよう努め、現行規制の特例措置の内容・要件を維持し、全国展開を行う。	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）の一部を改正する法律（平成19年法律第61号）	平成19年8月15日施行（措置済）	農林水産省
1009	自然エネルギー発電事業	民間事業者が一般電気事業者への売電を目的として行う自然エネルギー発電について、国有林野の機能・目的を妨げない限度において、5ヘクタールを超えて有償により貸付け又は使用させることができるようにする	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取り扱いについて（平成13年9月7日付け13林国業第65号林野庁長官通達）を改正	平成21年4月1日（措置済）	農林水産省
1102	中心市街地における商業の活性化事業	大規模小売店舗の新設及び変更の際の届出の後、8か月間の新設及び変更を制限する規定を適用除外とする等、届出に関する立地手続を簡素化する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成18年法律第54号）	平成18年8月22日施行（措置済）	経済産業省
1103	資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業	電力の供給者と需要家との間に資本関係等の密接な関係がある場合に認められる特定供給制度について、同一企業グループとみなしうる取引関係等がある場合、供給者と需要家が組合を設立する場合についても認める。	全部	次の（1）又は（2）に該当する電力の供給者と需要家との間においては、生産工程、資本関係、人的関係等に関わらず、供給者は特定供給の許可が受けられるようにする。 （1）取引等を通じて実態として同一企業グループとみなしうる関係を有し、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること。 （2）共同して組合を設立し、当該組合が発電設備施設の保有又は維持管理を行う場合であって、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること。 （特区における規制の特例措置には、協定に地方公共団体が関与することが要件とされているが、全国展開に際し、その必要性は認められないので、さらなる規制緩和を図ることとし、当該要件を課さない。）	電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第117号）	平成17年3月15日施行（措置済）	経済産業省
1104	一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業	家庭用燃料電池について、自家用電気工作物から一般用電気工作物に位置付けを変更し、一般家庭において主任技術者の選任や保安規程の策定・届出を不要とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件等を踏まえ、一定の要件を満たす固体高分子型燃料電池発電設備であって、出力が10kW未満のものについては、一般用電気工作物に位置付け、主任技術者の選任や保安規程の策定・届出を不要とする。	電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第19号）	平成17年3月10日施行（措置済）	経済産業省
1106	不活性ガスを使用しない家庭用燃料電池発電設備導入事業	家庭用燃料電池（ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。）について、以下の条件に適合するものは、燃料ガスを通ずる部分が不活性ガス等で燃料ガスを置換できる構造でないものを認める。 （1）固体高分子形であること。 （2）出力10キロワット未満であること。 （3）燃料電池設備の燃料ガスを通ずる部分の燃料ガスが排除される構造であること、又は、燃料電池設備の燃料ガスに通ずる部分に密封された燃料ガスによる爆発に耐えられる構造であること。	全部	家庭用燃料電池（ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。）について、左記と同等の基準を満たしている場合、燃料ガスを通ずる部分が不活性ガス等で燃料ガスを置換できる構造でないものを認める。	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第50号）	平成16年3月31日施行（措置済）	経済産業省
1107	ジメチルエーテル試験研究施設の変更工事手続簡素化事業	ジメチルエーテルの試験研究設備として地方公共団体が認めたものについて、処理能力の変更を伴わない変更工事に際して必要となる手続きにつき、許可を届出に、届出を不要に簡素化する。	全部	全国展開に際し、特区における規制の特例措置の内容のとおり全国展開を行うこととし、例えば試験研究設備をコンクリート壁で囲うなどの代替措置を要件とする場合には、必要最小限のものとする。	容器保安検査規則等の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第39号）	平成17年3月31日施行（措置済）	経済産業省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1111	ジメチルエーテル試験研究施設における防爆構造を要しない電気設備設置事業	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内の地方公共団体の長が指定するジメチルエーテル試験研究施設においては、防爆性能を有する構造でない電気設備を設置することができるようにする。	全部	経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。	液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第56号）	平成16年3月31日施行（措置済）	経済産業省
1113	埋設されたジメチルエーテル貯蔵設備の保安距離変更事業	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内に設置されるジメチルエーテル貯蔵設備の保安距離を変更することができるようにする。	全部	経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。	液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第56号）	平成16年3月31日施行（措置済）	経済産業省
1115	高圧ガス製造施設の自主検査対象拡大事業	高圧ガス製造施設における認定検査実施者の自主検査について、地方公共団体から提出された以下の内容が、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認められる場合には、内閣総理大臣の認定を受けた処理能力の増加率まで対象を拡大できる。 （1）処理能力が20%以上の増加を伴う工事について自主検査を実施しても保安が確保されることを評価する要領 （2）具体的な処理能力の増加率の上限	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ、（1）の評価の基準を明確化すること等により、円滑な全国展開を図る。	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（内規）（平成19年5月30日付け平成19・05・16原院第1号）	平成19年5月30日施行（措置済）	経済産業省
1116 (1110)	水素ガススタンド等の可燃性ガス製造施設の保安距離変更事業	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内に設置される水素ガススタンド等の可燃性ガスの製造施設の保安距離を変更することができるようにする。	全部	経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。	液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第56号）	平成16年3月31日施行（措置済）	経済産業省
1117	可燃性ガスの圧縮における含有酸素量変更事業	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内において可燃性ガスの圧縮における含有酸素量を変更することができるようにする。	全部	経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。	液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第56号）	平成16年3月31日施行（措置済）	経済産業省
1118	防液堤内外における配管設置基準変更事業	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内において防液堤内外における配管設置基準を変更することができるようにする。	全部	経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。	液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第56号）	平成16年3月31日施行（措置済）	経済産業省
1119	高圧ガス設備の開放検査期間変更事業	地方公共団体の提案に基づき、高圧ガス設備の開放検査期間を変更できるようにする。	全部	一定の組織体制の構築と余寿命予測診断等の代替措置を定めた民間規格が提案され、適格性が確認された結果、国の基準として採用されれば、各事業者がこの規格に沿った管理を行っているかを都道府県が判断することで個別機器についての開放周期の延長を認めることができるようにする。	冷凍保安規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第109号）	平成17年3月31日施行（措置済）	経済産業省
1120	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業	地方公共団体の提案に基づき、石油コンビナート等特別防災区域における施設地区の配置、特定通路の幅員、通路の配置及び形状等の基準について、同等の安全性が確保される代替措置を講ずることにより、変更できるようにする。	全部	規制の特例措置を全国展開するにあたっては、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令において、事業所ごとの状況に応じた設備の配置が可能となるよう、いわゆる「特認制度」を盛り込む。また、地方分権を推進する観点から、地方公共団体が特例内容に係る安全性の判断に事前に関与できるように措置する。	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和51年通商産業省・自治省令第1号）の一部を改正する省令（平成17年総務省・経済産業省令第2号）	平成17年3月31日施行（措置済）	経済産業省
1125	特定施設における保安検査期間変更事業	地方公共団体の提案に基づき、特定施設の保安検査期間を変更できるようにする。	一部	空気分離設備について製造細目告示第14条に追加することにより全国展開する。		平成17年3月31日施行（措置済）	経済産業省
1126	特定製造事業所の境界線までの距離変更事業	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内に設置される特定製造事業所の高圧ガスの製造施設から事業所の境界線までの距離を変更することができるようにする。	全部	経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。	液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第56号）	平成16年3月31日施行（措置済）	経済産業省
1127	高圧ガス設備に係る隣接する保安区画内にある高圧ガス製造設備までの距離変更事業	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内に設置される特定製造事業所の高圧ガス設備から隣接する保安区画内にある高圧ガス製造設備までの距離を変更することができるようにする。	全部	経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。	液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第56号）	平成16年3月31日施行（措置済）	経済産業省
1128	特定製造事業所における試験研究施設の変更工事手続簡素化事業	特定製造事業所における試験研究施設として地方公共団体が認めたものについては、処理量の変更を伴わない構造変更を軽微な変更工事として取り扱うこととし、許可申請については届出に、届出については不要とする。	全部	全国展開に際し、特区における規制の特例措置の内容のとおり全国展開を行うこととし、例えば試験研究設備をコンクリート壁で囲うなどの代替措置を要件とする場合には、必要最小限のものとする。	容器保安検査規則等の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第39号）	平成17年3月31日施行（措置済）	経済産業省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1129-2	高圧ガス設備の技術上の基準変更事業	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が担保されるものとして認定を受けたときは、特区内において高圧ガス設備の技術基準を変更することができるようにする。	全部	経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。	一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令（平成18年経済産業省令第43号）	平成18年4月3日施行（措置済）	経済産業省
1131 (1143、 1145)	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業	一定の要件を満たす講座の修了者について、初級システムアドミニストレータ試験の試験科目のうち、午前試験科目の免除を受けることができるようにする。	一部	開設者がIPAが提供する問題を使用する認定講座について、規制所管省庁によれば、全国展開に伴い、①IPAの採算性の改善のため講座認定審査料の設定及び問題提供料の改定、②認定講座の質の確保のため認定の有効期限の設定を講ずるとしているが、これらが認定講座の開設に当たっての過度な負担とならないよう配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。 （なお、特区における規制の特例措置の内容は、初級システムアドミニストレータ試験が廃止されることに伴い、平成21年4月30日をもって終了する。）	情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令（平成18年経済産業省令第82号） 初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の履修項目を定める告示（平成18年経済産業省告示第247号）	平成18年8月14日施行（措置済）	経済産業省
1132 (1144、 1146)	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業	一定の要件を満たす講座の修了者について、基本情報技術者試験の試験科目のうち、午前試験科目の免除を受けることができるようにする。	全部	申請手続等の簡素化について適切に配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。	情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令（平成21年経済産業省令第59号） 情報処理技術者試験規則第二条第六項第二号及び第三号の規定に基づき、情報処理技術者試験規則第二条第六項第二号に規定する経済産業大臣が告示で定める民間資格及び同項第三号に規定する経済産業大臣が告示で定める問題を定める件（平成21年経済産業省告示第302号） 情報処理技術者試験規則第二条第六項第一号の経済産業大臣が定める基本情報技術者試験に係る履修項目の一部を改正する告示（平成21年経済産業省告示第303号）	平成22年10月1日施行（措置済）	経済産業省
1133・ 1134	温泉鉱山における保安技術職員（係員）の外部委託・兼務事業	温泉鉱山において、当該鉱山以外から保安技術職員（係員）を選任する必要がある場合に限り、当該係員を外部委託することを可能とする。この場合において、当該係員に2以上の鉱山の係員または3以上の係員を兼務させることを可能とする。	全部	鉱山保安規則を廃止し、新たに鉱山保安法施行規則を制定することに伴い、係員制度が廃止され、新たに作業監督者の選任が必要となるが、当該作業監督者の選任にあたっては外部委託を可能とし、かつ、保安が確保されることを条件に兼務の制限を規定しない。	鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号）	平成17年4月1日施行（措置済）	経済産業省
1135-1	温泉鉱山における防爆型でない電気施設設置事業	温泉鉱山において、現行の防爆型機器の使用義務について、現行の鉱山保安法上と同等の安全性が確保されていることを確認できる場合に限り、適用除外を可能とする。	全部	鉱業権者が講ずべき措置として例示されている措置、若しくは、当該措置と同等以上であると実証された措置を講ずる場合には、防爆型機器の使用を不要とする。	鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号）	平成17年4月1日施行（措置済）	経済産業省
1135-2	温泉鉱山における施設設置制限緩和事業	温泉鉱山において、可燃性ガスが噴出し、又は噴出するおそれが多い坑井等からの住宅等の距離制限について、現行の鉱山保安法上と同等の安全性が確保されていることを確認できる場合に限り、適用除外を可能とする。	全部	鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に係る告示において、一般法（消防法）で規定される保安距離と同等とし、その上で安全性が確保されることを立証し、確認された場合には、さらに距離制限が緩和される。	鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に基づき鉱業上使用する工作物等の保安距離等を制定する件（平成17年経済産業省告示第57号）	平成17年4月1日施行（措置済）	経済産業省
1135-3	温泉鉱山における高圧ガス設備等の設置制限緩和事業	温泉鉱山において、新たに高圧ガス設備を設置する際の建築物等の距離制限について、現行の鉱山保安法上と同等の安全性が確保されていることを確認できる場合に限り、適用除外を可能とする。	全部	鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に係る告示において、一般法（消防法）で規定される保安距離と同等とし、その上で安全性が確保されることを立証し、確認された場合には、さらに距離制限が緩和される。	鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に基づき鉱業上使用する工作物等の保安距離等を制定する件（平成17年経済産業省告示第57号）	平成17年4月1日施行（措置済）	経済産業省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1140	競輪場の入場料無料化事業	地方公共団体が競輪施行者として開催する競輪について、競輪場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、入場料を無料とすることにより地域の活性化を図る必要があると認めて、特区計画の認定を受けたときは、競輪を開催する日のうち当該地方公共団体が定める日の入場者については、入場料を無料とすることを可能とする。	全部	競輪場の入場料の徴収に関する規定を削除することにより、全国展開を行う。	自転車競技法施行規則及び小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令（平成19年経済産業省令第42号）	平成19年6月13日施行（措置済）	経済産業省
1141	移転促進地域からの除外による事業者の交流連携促進事業	事業者の交流連携による地域経済の活性化を図ることにより雇用の機会の創出が見込まれるなど、一定の要件を満たした場合には、工場の移転を図ることが必要な地域とされる移転促進地域から除外する。	全部	工業再配置促進法の廃止に伴い、特例措置を講じた工業再配置促進法施行令第1条の基準を定める省令を廃止する。	工業再配置促進法施行規則等を廃止する省令（平成18年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号）	平成18年4月26日施行（措置済）	経済産業省
1201	公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業	地方公共団体が早期に埋立地の有効利用を行うことにより臨海部の活性化を図る必要があると認めて、構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、公有水面埋立法第27条第2項及び第29条第2項の許可の基準である「已むことを得ざる事由あること」に該当することとする。 また、大臣協議の処理期間については、受理から通知まで2週間（土日祝祭日を除く。）とする。	全部	竣功認可の告示を行った埋立地について、臨海部の活性化を図る目的で地方公共団体が作成したその利用計画が、一定の要件に該当すると都道府県知事が認めたときは、当該埋立地に係る公有水面埋立法第27条第2項及び第29条第2項の許可の基準である「已むことを得ざる事由あること」に該当することとする。 また、大臣協議の処理期間については、受理から通知まで2週間（土日祝祭日を除く。）とする。	埋立地の有効利用により臨海部の活性化を図る必要がある区域における公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第27条及び第29条の適用に係る特例措置について（平成16年12月17日付け国河政第92号、国港管第857号）	平成17年1月1日施行（措置済）	国土交通省
1202	公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業	公有水面埋立地における用途変更について、従来の用途区分では特定が困難な利用形態や複合的な土地利用についても可能とする。	全部	規制所管省庁において、認定特区における特定事業の進捗状況を確認の上、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。全国展開に際し、地方公共団体が特区計画にかかわる計画を都道府県知事に提出することを要件とする場合には、計画に盛り込むべき内容や手続きについて必要最小限のものとする。	埋立地の有効利用により臨海部の活性化を図る必要がある区域における公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第27条及び第29条の適用に係る特例措置について（平成17年6月27日付け国河政第28号、国港管第253号）	平成17年7月1日施行（措置済）	国土交通省
1203	特定埠頭運営効率化推進事業	行政財産である公共コンテナターミナルを、民間企業のうち港湾管理者が認めた者に対して、一体的かつ長期的に貸し付けることができるようにする。	全部	特区の認定に代わる国土交通大臣の同意については、その基準を明示するとともに必要最低限のものとする。	港湾法（昭和25年法律第218号）の一部改正を含む「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第38号）	平成18年10月1日施行（措置済）	国土交通省
1204	自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業	当該区域が、国際自動車専用船が発着する埠頭を含み、かつ、法第4条第2項の構造改革特別区域計画に定めた当該特例を適用する運行区間が、その道路や通行車両の状況、周辺環境から主として自動車専用船から陸揚げされた自動車の駐車場、整備工場、その他関係施設への回送又は自動車専用船に積み込む自動車の回送の用に供されていると地方公共団体が認め、特区として認定された後、道路運送車両法第36条の2に基づく回送運行許可事業者に対し、当該区間に限り使用できる回送運行許可番号標を別途定め、その使用を認める。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（平成17年国土交通省令第14号）	平成17年3月31日施行（措置済）	国土交通省
1205 (1214、1221)	重量物輸送効率化事業	重量物を輸送する車両が、橋・高架の道路等を含まない経路を通行し、かつ、軸重が10トン（駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあっては11.5トン）以下であって、道路の修繕等について地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しないこととする。	一部	車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両総重量及び軸重の特例措置について、全国展開を行う。	道路の横断に限る特殊車両通行許可の特例について（平成22年9月30日国道交第47号）	平成22年10月1日施行（措置済）	国土交通省
1206 (1216)	NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業	福祉有償運送について、使用車両の限定にかかわらず、セダン型等の一般の車両を使用することができる。	全部	福祉有償運送を利用者にとって安全・安心なサービスとして全国に普及させ、輸送の安全と旅客の利便の確保を図るため、福祉有償運送全体の仕組みを見直し、登録制度の導入等必要な措置を講ずるため、法律改正を行う。当該法律改正に当たっては、現行の規制の強化とならないよう配慮する。	道路運送法（昭和26年法律第183号）の一部改正を含む「道路運送法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第40号）	平成18年10月1日施行（措置済）	国土交通省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1207	交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業	地方公共団体が、当該地域内の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては十分な住民輸送サービスが確保できないと認めるとともに、次の条件を満たすNPO等による交通機関空白の過疎地での住民輸送における有償運送の実施管理のための当該地方公共団体を含む関係者による運営協議の場を設け、判明した問題点等について速やかに報告する体制を整えて、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、当該NPO等による道路運送法第80条第1項に基づく申請に対し、速やかに許可を行うこととする。 1. 運送主体が、当該輸送確保について地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた、社会福祉法人、NPO（保健、医療若しくは福祉の増進を図る活動又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを主たる目的とするものに限る。）又は地方公共団体が自ら主宰するボランティア組織であること。 2. 運送の対象は、あらかじめ登録した会員及びその同伴者とし、会員は、当該地方公共団体の区域内に住所を有する者であること。また、運送の発地又は着地のいずれかが原則として当該地方公共団体の区域内にあること。 3. 運送に使用する車両には、住民輸送に係る有償運送に用いる車両であること、運賃及び料金、運転者の氏名及び自動車登録番号等について、旅客に見やすいように掲示すること。 4. 運転者は、普通第2種免許を有することを基本としつつ、これによりがたい場合には、当該地域における交通の状況等を考慮して十分な能力及び経験を有していると認められること。 5. 運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険若しくは共済に加入していること又はその計画があること。 6. 運送の対価として収受する金額については、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定されるものであること。 7. 運行管理体制が整っており、指揮命令系統が明確であるとともに、事故防止についての教育及び指導体制が整っていること。事故時の処理及び責任体制等が明確に整備されていること。使用する車両についての整備管理体制が確立されており、かつ、利用者からの苦情処理に関する体制が整備されていること。 8. 許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。	全部	NPO等によるボランティア輸送における有償運送の実施管理のための地方公共団体を含む関係者による運営協議の場を設け、判明した問題点等について速やかに報告する体制を整えた場合には、当該NPO等による道路運送法第80条第1項に基づく申請に対し、速やかに許可を行うこととする。 なお、左記1～8の許可要件については、運送主体、運送の対象等の要件を緩和する。	福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて（平成16年3月16日付け国自旅第240号）	平成16年3月31日施行（措置済）	国土交通省
1208	特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業	港湾内の埋立地における権利の移転・設定、用途変更の許可が必要な期間について、竣功認可の告示後10年であるものを5年に短縮する。	全部	当該事業の実施に当たっては、実施主体の主体性を最大限に尊重するとともに、特区の認定に代わる国土交通大臣との協議については、必要最小限の内容とする。	港湾法（昭和25年法律第218号）の一部改正を含む「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第38号）	平成18年10月1日施行（措置済）	国土交通省
1209	屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業	都道府県等が、その設定する特区の全部又は相当部分が住居専用地域、風致地区等の地域であって、屋外広告物条例に違反した屋外広告物の表示の状況等に照らし、美観風致を維持するために特に必要があると認めるとして内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、広告旗等についても簡易除却の対象とする。	全部	特段の地域要件を設けることなく、屋外広告物条例に違反した広告旗等について簡易除却の対象とする。	屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の一部改正を含む「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成16年法律第111号）	平成16年12月17日施行（措置済）	国土交通省
1211	道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定及び変更の手續の容易化事業	借入金の償還がなされる範囲内であれば、駐車場利用料金のうち、回数券の料金、夜間の1泊料金、1か月定期料金等の特別料金の設定、変更について、国の許可を要しないものとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	道路整備特別措置法に基づき道路管理者が設置する有料道路駐車場において特別料金の設定及び変更をする場合の取扱いについて（平成17年9月22日付国道有第37号）	平成17年10月1日施行（措置済）	国土交通省
1212	留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化事業	地方公共団体が次のいずれの要件にも適合すると判断し、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請しその認定を受けた場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づく公営住宅の目的外使用について、当該地方公共団体から国土交通大臣に事後報告することにより国土交通大臣の承認があったものとして取り扱うこととし、手續きの簡素化を図る。 1. 留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4の上欄に定める「留学」の在留資格をもって本邦に在留する外国人。）向けの宿舎が不足しており、当該宿舎の確保を図る必要があること。 2. 公営住宅の本来入居者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のないこと。	全部	全国展開に際し、事業主体が特区計画に代わる計画を地方整備局に提出することを要件とする場合には、計画に盛り込むべき内容や手続きについて必要最小限のものとする。	留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化について（全国展開の実施）（平成17年3月25日付け国住総第205号）	平成17年3月25日施行（措置済）	国土交通省
1213	大学の教室の天井の高さに係る建築基準の見直し	学校の天井高を3.0メートル以上とする現行基準の特例を設け、大学の教室について、一般用途の場合と同様に天井高の下限を2.1メートルにまで引き下げる。	全部	改正前に3メートル以上とされていた大学の教室の天井の高さを2.1メートル以上にする。	建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第423号）	平成15年9月25日施行（措置済）	国土交通省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1215	地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業	NPO法人等の事業主体が空き家の賃貸情報を不特定多数の者に提供すること及び空き家を賃借し、希望者に当該空き家を転貸することについて、地方公共団体が区内の不動産賃貸・売買の取引数が少ないなどの取引の動向等にかんがみ、消費者利益の保護を損なわないと判断し、グリーンツーリズム、農村体験学習等の地域活性化の政策目的に基づいて、これを推奨することは、宅地建物取引業法の適正な運用の観点から支障がない旨を明らかにする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。その際、特区の認定申請に代える手続として、事業を実施しようとする地方公共団体が、各要件を充足しているかどうか判断した上、当該地方公共団体の所在する地域を管轄する免許行政庁に対して、当該事業を行う旨事前に連絡し、当該免許行政庁から要件に明らかに反していないか、確認を受けるものとする。 なお、特例の全国展開に伴い、規制所管省庁より、 （1）仮に以上の要件を充足しても、宅地建物取引業法上の媒介行為を無免許で行うことが認められるものではないこと （2）情報提供等の事業の実施に際しては、当該事業の円滑な実施を図る観点から、地域の宅地建物取引業者等に当該事業を行う旨連絡しておくことが望ましいことについて周知を図ることとする。その際には、これらの事項が実質的な要件の追加とならないよう留意する。	空き家の情報提供等の推奨に際しての宅地建物取引業法の運用の明確化について（平成17年11月1日付け国総動第55号・第56号）	平成17年11月1日施行（措置済）	国土交通省
1217	環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡システム可能化事業	地方公共団体が、自動車の使用に起因する当該地域内の環境への影響の低減を図ることを目的として、アイドリングストップ車等の環境に配慮した車両を使用したレンタカー型カーシェアリングを推進するため、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、当該区域内において実施するレンタカー型カーシェアリングに係る道路運送法第80条第2項に基づく許可の申請について、その貸渡しが無人の事務所でされるものであっても、IT等を活用し、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じれば、速やかに許可を行うものとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて（平成18年3月30日国自旅第286号）	平成18年3月30日実施（措置済）	国土交通省
1301・1302	国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業	国立・国定公園内で、地域活性化に資する催しのために一時的に行われる風致又は風景の維持に支障のない行為について、特別地域における許可及び普通地域における届出を要しないこととする。	全部	地方公共団体が、風致の維持への配慮や原状回復が確実に行われる体制・内容等を記載した「催しの計画」を国立公園にあっては環境省の地方支分部局に、国定公園にあっては都道府県に提出することにより、特区における規制の特例措置と同様に、当該計画に基づく国立・国定公園の特別地域又は普通地域内で行われる地域活性化を目的とする催しに係る行為であって、原状回復が可能な場所において一時的に行われる工作物の新築や広告物の掲出等の行為についての許可・届出を要しないこととする。 当該「催しの計画」は、特区計画と同様に包括的なものとし、「催しの計画」に記載された個々の催しの実施前に、催しの実施者は、その催しの名称、行為の概要、場所、実施期間を環境省の地方支分部局又は都道府県に通知すれば足りることとする。	自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）	平成18年3月30日施行（措置済）	環境省
1304 (1305)	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業	再生利用認定制度（リサイクル対象品について、環境大臣認定により、廃棄物処理に係る業、施設の許可を不要とする枠組み）の対象品目を拡大する。（①廃タイヤを製鉄原料として利用する場合、②廃木材（除湿の措置を講じたものに限る）を製鉄原料として利用する場合）	一部	廃タイヤを製鉄原料として利用する場合については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	環境大臣が定める一般廃棄物（平成9年厚生省告示第258号）、再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物（平成9年厚生省告示第259号）を改正 廃ゴム製品に係る再生利用の内容等の基準（平成18年環境省告示第77号）を新設	平成18年3月28日施行（措置済）	環境省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1307	網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業	鳥獣による農林業等に関する被害が甚大であって、かつ当該被害に対する捕獲の適切な実施が困難な地域において、鳥獣による農林業被害等を防止し、適正な鳥獣の保護管理の推進と狩猟における安全性の確保を図るために地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特区地域計画を申請し認定された場合、認定された区域内においては網・わな猟免許に係る狩猟免許試験の実施に当たり、申請者から網又はわなのいずれかを選定して申請があった場合、網又はわなのいずれかの猟法に特化した問題で構成された試験を受けることによって、狩猟免許を受けることができるよう措置することができることとする。 なお、市町村が申請主体となる場合においては、管轄都道府県知事の狩猟免許事務のうち、狩猟免許試験の実施にかかる事務が当該市町村に委任されている場合、又は都道府県知事が当該市町村における特例を措置するとしている場合に限る。 また、当該特区内で受けた免許については、当該特区内について登録ができることとし、当該特区内における狩猟者登録に当たっては、試験を受けた網又はわなごとに登録を行うこととする。 さらに、免許の申請及び登録の申請の対象者は、当該特区内に住所を有する者に限る。	全部	網・わな猟免許を網猟免許とわな猟免許に区分する。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第67号）等	平成19年4月16日施行（措置済）	環境省
1309	一般廃棄物の溶融固化物の利用の特例事業	平成10年3月26日付け生衛発第508号厚生省生活衛生局水道環境部長通知の特例の通知である「構造改革特別区域における「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施」に係る用途の特例措置について（通知）（平成18年3月28日付け環廃対発第060328001号）」の内容に適合する一般廃棄物の溶融固化物の用途について、内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域内に限り、市町村が自ら発注した公共建設工事として行う地中空間の充てん利用についても廃棄物の処分に該当するものではないこととする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進に係る通知の一部改正について」（平成21年10月2日付け環廃対発第091002001号）	平成21年10月2日施行（実施済）	環境省